

令和4年第5回太子町議会定例会（第500回町議会）会議録（第1日）

令和4年8月29日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第5号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について
- 6 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 9 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 10 承認第3号 功労者等の承認について
- 11 議案第33号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 12 議案第34号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第35号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第36号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第37号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 16 議案第38号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 議案第39号 土地の取得について
- 18 議案第40号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 19 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第42号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第43号 太子町学校給食費に関する条例の制定について
- 22 認定第1号 令和3年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第2号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第3号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第4号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第5号 令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第6号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 28 認定第7号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について  
(認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第5号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について
- 6 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

- 9 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 10 承認第3号 功労者等の承認について
- 11 議案第33号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 12 議案第34号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第35号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第36号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第37号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 16 議案第38号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 議案第39号 土地の取得について
- 18 議案第40号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 19 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第42号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第43号 太子町学校給食費に関する条例の制定について
- 22 認定第1号 令和3年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第2号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第3号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第4号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第5号 令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第6号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 28 認定第7号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について  
(認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告)

#### 会議に出席した議員

2番	出原賢治	3番	森田哲夫
4番	吉田正之	5番	長谷川正信
6番	玉田正典	7番	上山隆弘
8番	中藪清志	10番	首藤佳隆
11番	清原良典	12番	井村淳子
13番	藤澤元之介	14番	中島貞次

#### 会議に欠席した議員

1番	松浦崇志	9番	堀卓史
----	------	----	-----

#### 会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	杉原勝由
教育長職務代理者	福田秀樹	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	松谷真利
教育次長	栗岡正則	財政課長	佐々木信人
監査委員	村瀬敏紀		

#### 議長挨拶

○議長（中島貞次） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年も猛暑と言える真夏日が続き、まだまだ残暑厳しい折ではございますが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和4年第5回太子町議会定例会（第500回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

さて、太子町議会は本議会をもって通算第500回を数えます。既に皆さん御承知とは思いますが、太子町は昭和26年4月1日に斑鳩町、石海村、太田村が合併して誕生し、町議会は26名の議員によって昭和26年5月2日に第1回太子町議会が開催されました。昭和30年1月1日には龍田村が加わり、今日の太子町の姿となっております。以来、どこよりも住みよいまちづくりのため、幾多の困難を克服して、議会制度の確立に挺身されました先人の努力と、これを支えてこられた町民の皆様の熱意と多大な御労苦に対し、深く敬意を表するものであります。各位におかれましても、伝統ある本町議会開会第500回を記念し、地方自治に課せられた新たな諸問題の解決と住民福祉の向上のため、さらに御精進されますことはもとより、地方自治の現状を深く認識され、新たな地方自治の在り方について思いをいたされることを期待するものであります。

さて、今期定例会は、人事案件をはじめ、条例の制定、補正予算、令和3年度一般会計、特別会計、企業会計の決算認定など多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。さらに、会期中には、令和3年度決算審議のため、一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

令和4年第5回太子町議会定例会（第500回町議会）が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

暦の上では秋ですが、立秋とは名ばかりで、まだまだ暑い日が続いておりますが、議員各位におかれましては公私ともに御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が依然として広がり続ける中、基本的な感染対策の徹底とともに、大切なのがワクチン接種の促進です。本町においても引き続き多くの方々に積極的なワクチン接種をお願いしてまいりたいと思っております。

また、今期定例会は、昭和26年5月2日に開催されました太子町議会第1回から数えて500回という誠に意義深い開会であります。今日を迎えられましたのも、太子町制施行時から先輩議員の皆様から永々と受け継がれた長年のたまものであると深く敬意を表しますとともに、今後さらに太子町議会が御発展されますよう御祈念申し上げる次第であります。

さて、今期定例会におきましては、提案させていただいております人事をはじめ、予算、条例並びに各会計の決算などの重要案件の審議をお願い申し上げますのでございます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決をいただきますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時05分)

○議長(中島貞次) ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第5回太子町議会定例会(第500回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

なお、本定例会の会期中、自席での発言は新型コロナウイルス感染症予防対策の一環で全て着席したまま行いますので御留意ください。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(中島貞次) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、森田哲夫議員、吉田正之議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長(中島貞次) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの29日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの29日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(中島貞次) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、令和4年第4回定例会において議決され、その取扱いを議長に一任されておりました「教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書」につきましては、議決後直ちに関係方面へ提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、本日町長から議案等24件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和3年度5月分、令和4年度5月分及び6月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち村瀬敏紀監査委員には本日と定例会3日目の会議のみ、中井義之総務課長、北陽一郎社会福祉課長、改野学由管理課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長(中島貞次) 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から6月28日、7月5日、7月11日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

**日程第5 報告第5号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について**

○議長（中島貞次） 日程第5、報告第5号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第5号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町債権管理条例第6条の規定により、債権を放棄したものについて、同条例第7条の規定により、放棄した債権の名称、件数、金額及び放棄した事由を報告させていただきまのでございます。

○議長（中島貞次） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

**日程第6 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について**

○議長（中島貞次） 日程第6、報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和3年度決算について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告させていただきまのでございます。

○議長（中島貞次） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

**日程第7 報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について**

○議長（中島貞次） 日程第7、報告第7号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 報告第7号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったものを報告させていただきまのであります。

点検及び評価の対象は令和3年度に推進した主な教育諸事業で、学校教育の充実、社会教育の充実を基本として、各項目に即した施策、事業ごとに点検・評価を実施いたしました。よろしく

お願いいたします。

○議長（中島貞次） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第7号を終わります。

~~~~~

**日程第8 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて**

○議長（中島貞次） 日程第8、同意第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会委員の井上利江氏が本年7月31日付をもって辞職されたことに伴い、新たに松浦りつ子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

松浦氏の経歴は参考資料のとおりであります。教育に対する広い識見があり、町民主化推進協議会の助言者や町内社会福祉法人の評議員を務められるなどの活動も含め、教育行政の推進に適任であると考えております。

なお、任期は、同法第5条第1項の規定に基づき、前任者の在任期間となるため、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1か年であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（中島貞次） 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 何点かお聞きいたします。

まず、1回目の質疑です。前教育長をめぐる現教育委員会のことは依頼時に話されたと思うが、渦中の教育長が主導していることについて教育長辞職前の時点ではどのようなお考えであったのかをお聞きします。

もう一点。この方は太子町民主化推進協議会の事業の柱である住民学習会における助言者の一人でもあります。当然、人権尊重の側面からも前教育長の問題を人権問題として町長と意見を交わされたと思うが、人権問題をどのように解釈しておられ、町長が教育委員に適任であると判断されたのはどのような基準なのか、お尋ねします。

以上です。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 一回休憩してください。一回確認したい。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時16分）

(再開 午前10時18分)

○議長（中島貞次） 再開します。

町長。

○町長（服部千秋） 前教育長がお辞めになるということの件につきましては、これから裁判所の事実認定に委ねられるとか、辞職されて裁判で決着をつけるという御意向ですので、今思料で言われたので、指導って、思料で言われたのですかね。どのように思料したのか、今ちょっと理解できない部分があるのですけれども、前教育長がどのように思われたかということと言われてるのかなと思いつながら聞くのですが、そういうことはお答えしかねるということと、私どもといたしましては、教育行政の空白がないように、新たに教育委員をお願いしようということとでして

います。  
そして、松浦氏とこの前教育長の疑惑につきましてのこの意見交換を交わしたかということにつきましては、意見交換を交わしております。これは、この後御提案させていただく方も意見交換しておりますけれども、厳しいお言葉も頂戴しております。いろいろと話しする中で、松浦氏につきましても、そのような中で、このような状況の中で、太子町の教育行政のためにお力添えをいただけるということで、お二人とも上程をさせていただいております。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 次の2回目の質疑に入ります。この松浦氏に当初お願いした後、町長が教育長辞職の説明をされたときの松浦氏の反応はいかがでしたでしょうか。

また、町長は今後の教育委員会の人権教育についてどのようなお話をされたのか、よろしくお願ひします。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、今の御質問の中で、教育長が辞めた後に松浦氏とどのように話したかということですが、松浦氏とお会いして話しているのは、教育長が辞表を出されるより前にこの教育委員を依頼しておりますので、辞められたから、どう思われますかとか、そういうような話ではしておりませんので、今、話した後したかという、辞表が出た後したか言われたので、その後はしていません。

そして、人権のことにつきましては、教育委員会と一体となりまして、ただ、従来から、教育委員会からも、また議会のほうからも、教育委員会の独自性ということも言われておりますので、調整しながら進めて、人権が尊重される太子町のため、これまで以上に尽力していく所存でございます。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 3回目の質疑に入りますが、私は、最初に依頼されたのは辞職前だと理解しております。お願いしてから教育長が辞職されたわけですから、その後も私はお話、説明されると思っています。実際、されてるのですか、されてないのですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 辞職された後に、前教育長から辞職されましたということで話合いは——先ほども申し上げて、繰り返しになりますけれども——していません。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 2点お伺いたします。

本案件は、7月に辞任された元教育委員の後任という御説明でございましたが、改めて、当該教育委員が辞表を出された理由についてですが、セクハラ問題の発端となった5月29日の状況を

受けて、前教育長に辞職を求めたと。しかし、それが受け入れられなかったことから、自ら職を辞するといったような内容が記されていたと記憶いたしますが、それで間違いないでしょうか。

それから、先ほどの話で、松浦氏に話されたのは教育長が辞職される前ということでお話しされています。教育委員会の臨時会の会議録によりますと、通告されたのは8月16日というふうに読み取れますが、これはこの会議録ではどちらかというとな次の同意第4号に関する話がメインでしたから、この第3号案についても8月16日に教育委員会のほうに通告されたという理解でよろしいですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、1点目の辞職が受け入れ、今議員がおっしゃったのは受け入れ——違ったら言うて下さいね——受け入れられないから、自ら云々ということでしたが、私も副町長も早い段階から、言い方はいろいろ、その時々、1回だけ前教育長と私はこの身の処し方についてお話をしたわけではございません。が、最初は、こういう選択肢がありますよとか、そういうお話の中、そして順次、最後には、お辞めいただいたらということで話をしているので、受け入れられないからとか、受け入れられたからというのはちょっと視点が違うと思います。

それから、2点目の……

（上山隆弘議員「何言うとなんか分からへん」の声あり）

上山議員、やじ、そんなことを座ったまま言わないでいただきたいのですが。

辞職前、臨時会云々という、質問の意味が十分理解できないのですが、教育委員会の臨時の会では、教育委員の福田委員を残してほしいとか、そういうことにつきましてのことだと思われるかもしれませんが、教育委員たち、教育長と杉本氏と福本氏が訪ねられて要望を言いに来られたより以前から私のほうでは人選を既に進めており、御本人の了解も取っていたわけですので。ただ、教育委員会からの御意見については真摯に私のほうでも——いきなり蹴るとか、そういうことでなく——お聞きをしたところでございます。しかし、その教育委員会の議事をされるより以前に、提案されました委員には既に進めておりますよということについてはお話しはさせていただいています。そういうことは分かっているけれども、上げたいのだということをおっしゃっていた流れでございますが、これで説明が足りてなかったら、また言ってください。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 1点目の質問につきましては、これは7月14日の定例教育委員会だと思いますけれども、私はたまたまそれを傍聴に行きましたので、その辞職願にそう書かれていたというふう認識しておるのですけれども、それを確認したかったわけです。

それを質問した意図は、要するに、もともと前教育長に対して辞職を求めていた。けれども、そうでないから自ら身を引いたということであるならば、今現在、前教育長が辞められた今となつては、そもそもそういった辞職願を出す必要はなかったということになります。ですから、今御本人がどう考えているかは別にして、それを再任するという選択肢だって考えられるわけです。

そこで、お聞きしたいのが、今回のこの人事案件を出してこられるに当たり、町長は辞職された当該委員の御意向を確認されたかどうか。会って話をされて、また謝罪をして、当人の納得と理解の上でこの案件を出されてきたものであるのかどうか。その点についてお聞きしたいと思っております。

2点目の質問につきましては、先ほどの答弁で、結局この案件を出してきたのが、前教育長が辞められる前に決めたものをそのまま出してきたということによろしいですということですから、そのようにお答えされましたので、それで結構でございます。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 前教育委員から出された、2通出ていますので、教育委員会と私のほうに出っていますが、私のほうに出ている辞職にはセクハラによりという趣旨が書いてありました。ただ、私としましては、これを受け入れるに当たり、その前段として、教育委員会からその議決された後に町長室へ来られて、町長も受け入れてもらいたいという旨を教育委員、福田氏と福本氏と杉本氏が町長室に来られまして、そういう御要望もされました。私のほうは、こちら側は弁護士とも相談しながら、これをどのような形で受け付けるか。辞職についてはいろいろあると思いますが、辞職について同意をしたということでもあります。そして、その理由、理由と申しますか、ここからは現在におきまして、また途中経過の段階におきまして、前教育長と前教育委員の双方の主張が全く違う状況でございまして、私どもも第三者委員会を立ち上げるのか、あるいはどのように、弁護士に双方に会ってもらえるのか、いろいろ協議をいたしましたけれども、そういうところには至っていないので、今これから裁判所での事柄になっている状況において、それをどうこう言い切れるかというところは言い切れない部分がございますので、どう答えていいのか、言い切れない状況が今あるということの御理解いただきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 まだ答えていただけませんけれども、結局、この案件を出してこられる際に、これは前任の方の後任ですが、その方にお会いして話をし、納得と理解の上で出してこられたということですか。どうですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 前任の方は、御主人がこちらへ辞表を持ってこられた際に、体調のこともあり、どこまでその内容を言っているのかということがありますが、何と言いますか、体調のことがあり、御本人が来れないので、そういう状況で私たちもお会いしているのかどうなのかということも内部で協議をいたしましたところ。そして、そういった中で、辞表が出て、もう辞表は出てきていますので、その辞表について受け付けたのであって、辞表を受け付ければ、それに基づいて対応させていただいており、その段階におきまして御本人に、それでは、いや、本当にお辞めになるのですか、もう辞表は出てるわけですから、お辞めになるのですかとか、こういう人を上げたいですが、よろしいですかとか、そういった御相談はいたしておりません。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時35分）

○議長（中島貞次） 再開します。

町長。

○町長（服部千秋） 先ほどもお答えさせていただいたとおりですけれども、前教育委員に新しく松浦氏を上程させていただくことは申し上げておりません。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 いま一度確認をいたしますが、まずこの松浦りつ子氏にお願いをした時点で、教育長が辞職されるという意思を固めておられる時期であったか、時期でなかったのか。

それから、この松浦りつ子氏を選定したのはどなたか。

それと、以前からも確認しておりますし、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、教育委員会と協議あるいは意見交換、普通の状態ではないような事態の中での教育委員の選定ではあります。教育長自身が辞めたことよっての解決していない部分の答えがあると思っております。そうい

った部分を解決してこそ、こういう案は出すべきだと議会運営委員会でもお伝えはしております。副町長から聞いておられると思いますが、聞いてないのであればまた問題ですけれども。町長と教育長職務代理者に確認したいと思います。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほどからお答えしていますとおり、松浦氏にお会いしたときに、前教育長がお辞めになるという状態ではありませんでした。そして、前教育長の意思も固めておられませんでした。

それから、2点目の選定につきまして、私と副町長がお会いして話をさせていただいて、誰が決めたのか言われますと、最終の責任は私ですから私ですが、副町長と相談しながら、松浦氏にお願いしようということにさせていただいています。

それから、3点目の教育委員会と協議をしたかということですが、松浦氏でいこうということについては教育委員会と協議しておりません。選任につきましては、こちらにその裁量権がございますので人選を進めてきたところでございまして、という状況でございますし、また前教育長におかれましては、いろいろな問題がある中で、しかし、その中で、どこまでお話をしながらということもありましたので、この方ということとは前教育長にも申し上げましたけれども、教育委員会の代表である教育長と協議を深くということではなく、私と副町長がいろいろと考えて、こちらの責任、こちらのほうから上げさせていただいています。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時39分）

（再開 午前10時42分）

○議長（中島貞次） 再開します。

教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（福田秀樹） 職務代理にも意見を求められましたので、私が教育委員会の委員の見解を述べさせていただきます。

まず最初に、今いろいろ質問が出ましたけれども、1つ目は人権問題、セクハラをどのように捉えるかという、このことだったと思うのですが、町長も元教育委員と前教育長の主張が違っているというふうにおっしゃいましたが、教育委員会としましては今回のセクハラ疑惑を人権問題として捉えています。

理由は、今セクハラという問題については、いわゆる訴え出た人がどういう気持ちを持ったか、これは実は前教育長も7月の定例教育委員会の際に、相手の捉え方だということをおっしゃってましたとおりで、セクハラはやはり同じようなことをされてもそれをセクハラと感じる人と感じない人が当然います。だから相手の感じ方が一番重要で、相手がセクハラだと感じたら、それはそのことについては厳粛に受け止めて、そのことについてきちっと相談体制を取って守っていくというのは、これは男女雇用機会均等法でもちゃんと決められていることです。

太子町は揖龍人権教育研究協議会の会長を歴代ずっと出している、いわゆる揖龍の人権教育啓発のリーダー的なまちです。それは、この西播磨でもリーダー的なまちでずっと代表、会長を出してきております。取り組みも先進的な取り組みを兵庫県下でもしております。そういうところが、この問題をやはりきちっと人権問題として捉える、それは教育委員会としては当然のことです。私たちはそれを指導する側の立場ですので、高い人権意識を持たないと、とても現場で頑張って人権教育を進めていращる指導者の皆さん方に申し訳ないです。ですから、子供たちのためにも申し訳ないです。だから、これはきちっと人権問題として捉えます。もしそのことをきちっと捉えていただいたら、当該委員は辞める必要はなかったと思っております。

なぜ当該委員が辞職願を出さざるを得ない状況に追い込まれたか。セクハラを受けたことによって、7月12日に町長と教育委員会に辞職願を出されました。これ以上職務を続けられないと。非常にもうその中で、本人が本当は行って説明せなあかんのですが、精神的にも、肉体的にも、やはりこれはそういう被害を感じておられる方はなかなか外に出れないのです。ですから、代わりに連れ合いの方が辞職願を持ってこられたのが7月12日です。町長にもぜひお会いして話を聞いてほしいと。でも、いまだお会いしていただいたこともないし、事情を聞いてもらったこともない。もっと言うたら、6月にそういう問題が起きた時点で、町長も知っておられたわけですから、そのときに人権問題として捉えていたら、当該委員はそこまで、辞められるまで追い込まれることはなかっただろうな。私たちが辞職に同意してくださいと町長のところに来たと町長は言われました。

その補足説明をするならば、私たちは当該委員に辞めないでくださいと、辞めるのは当該委員ではなくて教育長ですよ。でも、教育長が辞めないなら私が辞めざるを得ないので。本当は自分の職務を全うしたいのですが、とてもこの状態で——例えば前教育長と顔を合わすだけでもつらいことですからね。ですから、自分が身を引くということを言われたわけです。その状態を考えたときに、辞職についてやむを得ず同意せざるを得ない。ほんまは辞職する必要ないですから。まず、被害を訴えられた方を守るというの、これも人権教育、人権問題の第一歩です。まず、被害を訴えられた方に寄り添う。そして、その人が一番助かる方法を考える。そう考えたときに、同意せざるを得ない。だから、町長に今そういう状態なので同意してくださいとお伝えしました。

でも、それだけではないのです。この問題について町長は任命権者として問題解決をしてほしいという、その要望も出しましたし、前教育長には、セクハラやった、やってない、そんなことじゃなしに、もう教育の世界が、揖龍の教育、太子町の教育が大混乱して事業が停滞するというか支障が出るのはもう目に見えてましたので。だから、ましてや揖龍人権教育研究協議会の会長も前教育長はされてるわけですから、やはりここは進退も含めて潔い責任を取ってほしいと。もしそれをこれから先司直の場に委ねるのだったら、教育長じゃなし、個人でやられたらどうですかということも8月の頭にも申し上げました。そういうことで、町長にはこの問題の解決を1番にお願いしたいというのが一番言いたかったことです。

ただ、ここでも出されてる松浦りつ子氏のことを私は全然否定する、そんな気はないのです。もう立派な方だということも存じ上げてます。でも、やっぱりセクハラ疑惑問題のこれをどう捉え、この問題点をどう捉え、総括して、どう解決していくのかという道筋をきちっとお示しになってほしいというのが私の町長への要望です。もっと言えば、それを6月、少なくとも7月の辞職願を出す頃には解決しておられたら当該委員も辞めずに済んだかも分からないのです。

以上です。

**○議長（中島貞次）** なるべく答弁、質問は簡潔にお願いします。それから、当案件につきましては、あくまでも人事案件ですので、現在上がっておられる人物についての質疑でよろしくをお願いします。ちょっとずれていっているような気がしますので、よろしくをお願いします。

上山隆弘議員。

**○上山隆弘議員** 私は以前から、町長と教育委員会との関係においては、お互いにしっかりと理解をし合って進めてくださいということは——過去にも様々な問題がありましたので——指摘してきたところです。過去の教育委員の提案についても教育委員会側とはちゃんと協議をしましたかと。教育長は、それは確かに今いなくなってますからね。ただ、町にとっては大きな問題があったときのこの案件です。そしてまた、教育委員会には具体的に協議はしていないと。今、教育

長職務代理者の答弁にもありましたが、自分が指名した人が困りましたと、被害を受けましたということで困ってる時も、会うことすらしないような状況の中でこうやって、この後も上がってくる案件ありますけれども、どんな立派な方でも、そんな無責任な人事対応の仕方ってありますか。町長、今の状況でこの人事案件を上げられる状態じゃないと私は議会運営委員会でも指摘してるのですけれども、町長はそれを上げられる、上げないといけないと、必要だということで上げてこられてるのだと思いますが、問題解決なしにこの人事案件、異様な形だと思いますが、いかがですか、町長。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、先ほどこの道筋をつけてから云々の御発言も出ていましたけれども、私がこの案件を最初に知った段階からもうお互いが弁護士同士のやり取りになっていましたので、その段階で道筋をつけて、いつこうなって、いつこうなって、ですから、いつこう上げてという道筋は、そういう中では立てるのはもう本当に難しいことだということを御理解いただきたいと思います。

それから、前教育委員に会う云々については、先ほども御説明しましたとおり、御主人から状況は聞いています。前教育長からも聞いていますが、町の弁護士とも相談の上、仮に、要はどちらが正しいとか正しくないとか、私は両方のほうを任命して議会にお願いして、議会に御同意をいただいた立場ですので、A氏の主張だけが正しいとか、B氏の主張だけが正しいとか言えない立場にあります。そして、裁判所での話になるということを知っておりましたので、そういう流れでありまして、そして教育行政の停滞をさせてはいけませんので、教育委員を提案してるということでございます。

（上山隆弘議員「よく分かりません」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 3回済んだら終わると思ってるのでしょうかけれども、全然答弁になっていないのですよ。こんな議案は上げてくるべきじゃないと。判断できないじゃないですか、また議会側としても。パンクしたタイヤに空気ばかり入れるような行為はやめてほしいのですよ。ちゃんと修理をしないと、空気を入れたって抜けるだけでしょう。同じことばかり繰り返してるのじゃないですよ。ちゃんと教育委員会としっかりと協議をした上で教育行政の安定を図らなくちゃいけないのに、立場を、何が裁判とかどうのこうの言ってるのですか。あなたの立場として問題の解決に全然動いてない問題が残ってるのに、何でこれを上げてくるのだって言ってるのです。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 上げるなど言われますけれども、このことが裁判所になって、それでは、普通の流れでいけば、調停ですとか、その後裁判とかなった場合に、その解決を全部してから上げろということを言われた場合、何年か分かりませんが、2年、3年、教育委員とか教育長とかが不在になります。ですから、そういうことになっては困ると考えております。

（上山隆弘議員「議長、聞いたんと全然ちゃうやろう。何を言ってるの」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（上山隆弘議員「いやいや、ちゃんと答弁させてくださいよ。答弁をさせてください、議長」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午前10時54分）

（再開 午前10時58分）

○議長（中島貞次） 再開します。

町長。

○町長（服部千秋） 簡略に言うようにということでしたが、現在教育委員が欠けている状況があります。また、9月末をもって任期が切れる方がおられる状況にあります。私自身は、こういう混乱を解決するに当たり、教育委員を上げ、また教育長もできる限り早く上げ、収束に向かっていくように努めるのが私の今やるべき責任だと思っております、人事案件を上げさせていただいています。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 町長は——今の答弁を聞いてましたら——セクハラの意味というのを全く知ってないのかなあというふうに思います。セクハラで裁判になっとう言うて、それは裁判で勝手にやってもうたらええことで、組織のトップであれば、当然、そういう問題が起きとったら、それは裁判とは別に解決せなあかんのですよ。裁判の結果がどうあろうと、そんな関係ないのですよ。それを全くしない。これ今までのずるずる時間を引き延ばしたら何かうやむやになるやろうというふうに思えて仕方がないのですけれども。前教育長が辞めるという事情が変わったのやから、当然教育委員を選ぶことについても、あるいはその教育委員に、前教育長が辞めるということを意思表示するまでに依頼していたのだったら、当然、その前教育長が辞めましたと、次の教育長はまだ決まってませんけれども、改めてちゃんと打合わせするのが筋でしょうが。そんな失礼なことをして、もう私もこの採決は本当にようしませんわ、こういうのをね。今日議場へ入るまで採決をどうしようかと迷うてましたけれども、もうはっきり言って、今までの町長の答弁を聞いてましたら、とてもじゃないけれども、賛成できませんわ。同意案件を取り下げてください、これ。

以上です。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほど示談を引き延ばす云々で、こういう話が出てますが、私自身にはそういう意図は全くございません。お二人の方の示談の進捗状況ですし、お互いがどういう主張をされたのか、そういうことはお互いが、もう弁護士が入っておられる中なので、こちらはこう言った、あちらはこう言った、そういうことは私自身も立ち入れるべきかどうかというのは疑問なところがあります。

それから、何度も繰り返しで恐縮ですが、私どもは町の顧問弁護士とこの進め方についてどのようにするか、双方に聞くか、双方と言っても、ぜひ御本人に聞きたいわけです。御主人でなくて、御本人に聞けるか、その体調の云々のこともございましたし、私たちが御主人から聞いたときにはもう体調が悪いのでという前提でしたので、そういう段階でお会いしていいのかどうなのかという点も一方でありますので、そういう方と会ったのか、そういう状態の人に会ったのか、相手のことを考えていないのかということになってもまた困りますので、相談をしながら進めてまいったところでございます。

それから、議会側からは、報道が真実であれば、町長は前教育長に辞めるように持っていきなさい。前教育長に対しては、報道が真実であるならば辞めなさいと、こうなってるのですが、そのこと自体は当時まだ確定していない状況でございましたので、そういった中で、私自身が強硬に前教育長を罷免するということに対して議会に上程できるかということ、それも、その確定していない、そしてお二人は弁護士同士で話されている状況でございましたので、そういう中で一方的なこともできないということで、時間が延びてきたということがあるということも御理解をお

願いたいと思っております。

(吉田正之議員「議長、わしの質問に答えてくれてない。もう一回言うか。まず1つは、セクハラの意味について……」の声あり)

○議長(中島貞次) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時04分)

(再開 午前11時06分)

○議長(中島貞次) 再開します。

御静粛に願います。

町長。

○町長(服部千秋) 事実関係が、私が理解してるのは、この場でこういうことを言うべきなのか分かりませんが、どんどん聞かれるからなのですが、タクシーの中で手を握ったか握っていないかということがセクハラ云々に最終的になってきているのです。ですから、片方が触られましたと言っていて、長い間触られてたと言っていて、片方が触っていませんと言われてるので、私自身時間稼ぎをしてるとか、そんなことではございませんし、辞職願につきましては一旦前教育委員から出て受理しておりますので、それについて、いや、お辞めになりましたということを今言ってから上げるべきだということを言われておりますが、もう辞表も受理しておりますので、空白をつくることはいけないので、新しく提案をさせていただいています。

○議長(中島貞次) ほかに。

教育長職務代理者。

○教育長職務代理者(福田秀樹) ちょっと補足をいたします。辞められた当該委員のお立場を私考えたときにどうしても答弁しておきたいと思いましたので答弁させていただきます。

まず、1点目。7月12日に連れ合いの方が辞職願を持ってこられて、町長にお会いしに来られたわけです。なぜ連れ合いの方が持っていかなければいけない状態なのかなというのを、そういう被害を申し出た方の立場を考えれば、あ、それだけつらい目にお遭いしてるのだから、連れ合いの方が持ってこられたのだから、その後すぐ電話でもしてお話を聞かせてくださいと言ってほしかったなあ。実際に当該委員の連れ合いの方もそういう電話がかかってくるかなというようなこともおっしゃってましたけれども、実際は何もなかったです。いまだに謝罪も聞き取りも何もありませんということです。その点については、御主人から聞いてもというのはどうかなって正直思います。そういうところまで町のトップとして思いをはせていただきたかったなあということを1つ言いたいと思います。

それから、私たち教育委員は3人ともこの件については町長に申入れをしたわけですから、いつでもそれについて御相談いただければ一緒に相談してまいりたいという姿勢は十分持っておりますし、そのために3人そろって町長のところにお会いしにいったわけなので、こういう大事な問題のときだからこそ逆にしていただきたかったなあと強く思います。その後も教育委員が行かれてますしね。そういうことです。

○議長(中島貞次) 町長。

○町長(服部千秋) 教育委員が来られてるって、まとまって来られたときしか来られてないというのですけれども……。

○議長(中島貞次) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時09分)

(再開 午前11時10分)

○議長（中島貞次） じゃあ、再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 人事案件は我々にとっても大きな責任が課せられる議案であります。該当の人のことも考えると、しっかりとした前提となる、その活躍をしていただける場所の確保が必要であります。過去にセクハラ疑惑の問題が起こり、こういった事情を解決しないままでの人事案件であると、この受ける側にも迷惑をかけますし、我々が判断できる状況にない。過去からそういった議案はなるだけやめていただきたいことは申し上げてきました。そして、教育委員会との間においては、いつもいつもこうして人を選定するときには問題になる。これは、教育委員会という立場を町長自身がうまく解消されていない。過去の質問においては、教育長、副町長、町長の3名においてしっかりと協議をしながら進めているというようなことを議会にまでわざわざ回答がなされておりましたが、それすらもできてないということがはっきりいたしました。問題の解決ということも町長の答弁については全く方向がずれていますし、町のトップである方の発言だとは思えない。この議案については——続いての議案もそうだが——取り下げて、再度上げるべき答えが正しいというふうに解釈しますので、この場では賛成はできません。

以上、反対討論とします。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 同意第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、教頭、校長時代もそうですが、同氏を教員時代からもよく存じ上げております。誠実で真つすぐな方です。特に、退職後は太子町のために様々な分野で活躍されております。また、児童・生徒の下校時間に合わせて、見守りしながらウォーキングをされているのを何回も目にします。太子町の園児、児童・生徒の安心・安全はもとより、教育環境の改善に向け、力量を発揮されると思います。さらに、一番大事な行政側への厳しい意見具申を大いに期待しまして、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

玉田正典議員。

○玉田正典議員 今回の提案につきまして反対の立場から討論を述べさせていただきたいと思っております。

先ほど来いろいろ質疑がございました。教育委員会の生の声も聞こえました。その中で、やはり痛切に感じるのは町長の責任でございます。任命責任、これは確かに町長でございます。とこ

ろが、同じように説明責任というのも同じぐらい大きくございます。先ほど来の話の中身をずうっと聞いておって、説明責任が全然なされてない。さきに辞職された教育委員についても、体調不良だというような形で気を遣いましたとかという答弁でしたけれども、電話で確認してから話ができるという部分もできると思います。今に至っても、前教育長が辞職された経緯経過もお話しされてないような状況の中で、説明責任ということも大事なことです。こういう状況の中で、果たして今新しい人選がなされていいものかどうか。やはり姿勢が問われておると思います。どうか、こういう状態ではなかなか教育委員会も正常には動かないのじゃないかなということもございます。そういう危惧がございます。そういう立場から反対といたします。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 先ほど来いろいろな問題点も指摘をされてまいりました。今回、教育委員会の委員の任命につき同意を求めるということで、経歴調書が出てきて、松浦りつ子氏が提案をされております。私も、この提案される方についてはもう何も異論はございません。本当に太子町をよくするためにいつも頑張っておられる姿を見てまいりました。これにはもう何ら問題はございませんので、賛成はさせていただきます。

ただ、今までの意見の、その質疑のやり取りの中で町長はこのように言われました。報道が真実であれば辞めさせなさい。そういうことは議会からも一切言ったことはございませんので、そこは訂正をしていただきたいと思えます。報道が真実であるならばゆゆしき問題であるということも言っています。そして、このセクハラ疑惑が報道されたことによって、教育長が出なければならぬ、対応しなければならぬ公務がどれぐらいキャンセルになったり中止になったりしてきたか。この重大な公務に影響が出てくるということについて、議会はそのまま前教育長に続けていただくのはいかがなものかということ、私たちは町長にも前教育長にもそういう要求をまいりました。そして、このたび前教育長は8月26日で辞職をされましたけれども、これでやっぱり終わりではないと思えます。しっかりと、教育委員会が言われているように、総括をする必要があるのではないかなと。

本当に、辞められた元教育委員の心中を考えると、もう胸が痛い、気の毒でならない。みんながいろいろ言う中でも勇気を持って元教育委員は、この前教育長からされたこと、本当に心の中で嫌な思いをしながら、当日1対1で会っていたわけですけれども、そういうことを自ら暴露されて、そして前教育長のそういう人間的にいかがなものかというところ、人格高潔ではない、高い倫理観もない、そういうことを指摘されながら元教育委員は行動を起こされたものと思っております。ですので、裁判がどうか、今後の成り行きがどうか、そんなことはもう全然問題にはしてきませんでした。ともかく事実について議会は指摘をしてきたし、そういうことはしっかりと理解をしていただきたいと思えます。この問題、先ほどからもありますけれども、町長は元教育委員に会おうとはなさらなかった、もうそこは残念で仕方がありません。自分では判断ができないことであるかもしれないけれども、しっかりと元教育委員のお気持ち、御主人からでも聞くべきだったと申し上げておきたいと思えます。

ともかく、今回のこの問題、取下げという話もありますけれども、もう提案をされてきておりますので、この松浦りつ子氏には全然異論はございませんので、この同意第3号には同意をしたいと思えます。賛成討論とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 私も、その本人、松浦氏に対しては何ら異論はございません。

先ほど来、町長の側の教育委員会に対する、敬意を基礎とする、対話を重視するスタンスと教育長側の能動的なイニシアチブがあれば両者の間に、本町の教育に対するビジョンの共有と信頼関係そのものが生まれ、パートナーシップの構築がなされますが、残念ながら町長の姿勢は昨年何ら変わることなく、令和3年4月15日に教育委員4名と話し合いが行われましたが、そのときも事前協議もなく、一方的に教育委員会の第1要望の予算をカットしたと。町長の行動で、そのことの認識もなく、あたかも教育委員会が混乱を引き起こしたかのような発言や責任転嫁の発言のように感じると。町長との話し合いについて、教育委員会の総括という部分が会議録でも既に公表されております。そのときの混乱した問題そのものを解消しないまま、また同じことを繰り返すような町長の変わらないその姿勢で、ますますこの不信の溝という部分が深まっているのではないのでしょうか。言わば勝手なファシズム的とも言える圧力や強制的とも思われる人事対応であり、今回も見え隠れする教育委員会の委員の同意案件については、申し訳ありませんが、到底同意することはできず、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 初めに申し上げますけれども、このたびの人事案件の候補に名前を挙げられた方については全く問題ありません。むしろ、太子町の教育行政を推進していただければと、それに大変ふさわしい人と考えます。

私も、さきの8月19日の議会運営委員会で今回の人事案件の上程は見送るように申し上げましたが、それは副町長から町長に伝えていただけたという話でしたが、その後、当の前教育長が辞職するという状況の大きな変化があったにもかかわらず、本案件をそのまま出してこられたことは極めて残念であります。これでは、候補になられた方にも大変申し訳なく、また失礼でもあると考えております。

前教育長が辞任したとか、人を入れ替えたということは、確かに空白をつくらないということはおっしゃいますが、それは問題解決ではありません。それだけにとどまって、後は鎮静化を待つという態度では、むしろ根本的な原因を覆い隠し、改善の機会を失うことになると考えます。

今、町がなすべきことは、今般の問題に誠実に向き合って、なぜこのような事態に至ったのか、総括し、反省するとともに、関係各所や、何よりも町民に対して、先ほどもありました説明責任を果たすことではないでしょうか。こういったことをしっかりとやられた上で、もしもこの人事案件をもう一度出してこられるならば、私は心から賛同しますということを申し添えておきます。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 私も、この方に何ら問題がある、異議があるわけじゃございません。この方、私と同じ法人で役をしてもらっている方です。すばらしい方は分かっています。しかし、町長は私に対する質問にまともに答えてくれない。そんな案件に賛成できるわけがない。ただ1点、それ

だけです。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで討論を終わります。  
これから同意第3号を採決します。  
この採決は無記名投票で行います。  
議場の出入口を閉めます。  
（議場閉鎖）

○議長（中島貞次） ただいまの出席議員は11名です。  
次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に吉田正之議員及び長谷川正信議員を指名します。  
投票用紙を配ります。  
（投票用紙配付）

○議長（中島貞次） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。  
なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。  
投票用紙の配付漏れはありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。  
（投票箱点検）

○議長（中島貞次） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。  
（職員点呼、投票）

○議長（中島貞次） 投票漏れはありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
ただいまから開票を行います。  
吉田正之議員及び長谷川正信議員、開票の立会いをお願いします。  
（開 票）

○議長（中島貞次） それでは、投票の結果を報告します。  
投票総数 11票です。  
投票のうち賛成 5票、反対 6票です。

以上のとおり反対が多数です。したがって、同意第3号は同意しないことに決定しました。  
議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

**日程第9 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて**

○議長(中島貞次) 日程第9、同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) ちょっと休憩をお願いします。

○議長(中島貞次) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時35分)

(再開 午前11時36分)

○議長(中島貞次) 再開します。

町長。

○町長(服部千秋) 同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会委員の福田秀樹氏の任期が本年9月30日付をもって満了し、退任することに伴い、新たに松本茂樹氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

松本氏の経歴は参考資料のとおりであります。教育に対する広い識見があり、授業の傍ら、小学生から高校生まで多様な指導経験がおありで、その他幅広い分野での御経験も含め、教育行政の推進に適任者であると考えております。

なお、任期は令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4か年です。よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(中島貞次) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(中島貞次) 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 何点かお聞きしようと思ったのですが、前の人事案件でほとんど聞いておりますので、1点だけお聞きします。

教育委員会の管轄は学校教育と社会教育があるが、柱の1つの学校教育は就学前の幼稚園教育、小・中学校の義務教育が対象である。この現場を経験された方は教育委員としてある意味適任であると考えます。このたび提案された松本氏は、大学の教員経験はあるが、就学前、義務教育の経験はありません。過去、大学教員が当町教育委員に任命されたことはないと思います。金融機関勤務経験があり、地域振興を研究対象とされている大学教員に教育のどの分野に何を期待して任命されたのか、お聞きします。

また、町長はこれから太子町の教育をどのようにしようと考えているのか、ビジョンを示して

ください。

以上です。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、太子町教育のビジョンというのは、この人事案件の議題ではないというふうに思います。なので、それを、ここでビジョンを述べよと言われても、従来からそういうふうに議会でいきなり言われるのですが。

前段の松本氏のどういうふうに、義務教育に関わりないじゃないかと言われてるのですけれども、そうでなくして、経歴調書を御覧いただけますでしょうか。御勤務をされてるところでは幼稚園、小学校、高等学校、ここに中学校で書いてないのは、忘れたのでなくて、中学校がそのの大学にないので、幼稚園、小学校のことも分かりながら、全体の中で聖徳太子の教えを基に教育を行う兵庫大学でどのようにするかということを経験していろいろと話をされてるということでございます。そしてまた、その下の2段目に書かせていただいておりますけれども、加古川市立の小学校で6年生に対して自分の未来を語る講座の講師を担当されておりますし、またその裏面を御覧いただきますと、神戸国際中学、高等学校で、ですからこれ中学、高校両方なのでございますけれども、アントレプレナー授業を実施されているということでございます。加えまして、この方は学校教育だけでなく、広い視点から物を見られる方だと私は判断をしています。ですから、社会教育ですとか様々な、まちの活性化のために、例えば文化推進課でも関係あると思っておりますし、トータルで判断、広い視点でいろんな引き出しの多い方であるというふうに認識しておりますので、適任者であると思っております。

以上です。

（長谷川正信議員「2つ目の回答を答えてもらえないのです。太子町の教育をどのようにしようと考えているのかという答弁がないのです」の声あり）

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 一番最初にお答えしたとおりでございます。ここで太子町教育のビジョンを述べよと、こう言われましても、和をもって——聖徳太子のまちでございますし、その精神も受け継ぎながらでございますけれども、これを具体的に言えば、また教育委員会に口出ししたとか、いろいろ何を言われるか。なので、私もどこまで何を、自分の思いを述べていいのかと思っておりますので、そのビジョンにつきましては、この人事案件とは別物だと思っております。そしたら、またほかの一般質問か何かでテーマを事前に通告されてお聞きに、具体的にですね。抽象的な、1個の題材だと言われてましても、私も発言に責任がございますので、いきなり言われても答えるのは非常に難しいので御容赦願います。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 私の質問がちょっと悪かったかなと思って反省しております。

では、分かりやすいように質疑をさせていただきます。町長は、この方に教育委員をお願いしに行ったわけですね。ということは、この教育委員と一緒にこれからの太子町をどのようにお考えですか、こうしよう、ああしようという会話はされて決められたと思うのです。どういった会話をされたか、教えていただけますでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） この方はいろんな教育、もちろん教育以外のことも広い視点を持っておられます。そして、子供たちに今例えばノートの取り方についてもお話ししたことがありますし、ですけども、そういうことを私が教育委員会にやれ言うたら、また教育委員会の独自性を侵したなんて言われかねないので、ノートの取り方とか、例えば未来を……

(長谷川正信議員「質疑に答えていただけますでしょうか」の声あり)

今答えております。未来を語る……

(「答えになってない」の声あり)

答えに私はなってると思っております、そうやって上山氏はおっしゃるけれども、未来を語る講座を小学生とやったので、そういうことをやれたらとか、そういう未来志向とか、新たなものをつくり上げていくといえますか、要は、いわゆる1足す1は2とか、そういう答えでなくて、創造的な事柄について御意見をお持ちで、提言できる方だと私は理解しており、そのことを話してる中で感じましたし、そういうことを教育委員になられましたらしていただける方だと思うし、そういうことを教育委員会の中でお話し合い等されながら進められていけば本当にいい町の教育の雰囲気になると強く思っています。

○議長(中島貞次) ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 この方は石海地区ということですが、教育委員会の中では動議が起こり、前教育長に対してもそうでしたけれども、その場で、そうでしたというのは、結局今いなくなっておられますけれども、教育委員会が自動的に自分たちの組織を運営していくためには、現教育長職務代理者である福田委員が必要だと、その継続を町長に求める決議を取られてますが、それに対する対応をどのようにされたか、詳しく説明をいただけますか。

○議長(中島貞次) 町長。

○町長(服部千秋) もともとこの福田委員を続いてということが教育委員会から出てきた流れについて今詳しくと言われたのですが、どこまで内容を話せるかという点もありますが、まず5月の初旬に福田委員のほうから前教育長に、自分は引きますから後任を選んでくださいというお話があり、私もそれを聞き、人選をしていたという状況でございます。そして、8月3日に教育委員会ではそういうことを御議決になったようですけども、その前に、ですから私も提案された委員に対しまして、既にもう人選は進んでいますよと。ですから、その段階で、先ほどの松浦氏と今回の松本氏のことが頭にありましたので、その委員に名前はその段階では言っておりませんが、既に進めていて、今出されても、相手様の御了解も得ていることもございまして。しかし、一方でそういうことを御議決されたので。でも、それは、その委員がおっしゃったには、このままでいくと、教育長職務代理者は、今福田委員なのですけれども、また今後、別の委員になり、そのときに、もし教育委員が2人だけになってしまった場合、自分は——表現が非常に難しいのですが——2人だけになったときに、それは覚悟はしているけれども、教育長職務代理者のこともあり、町長がそうやってもう考えとっては分かっと思ってやけれども、出させてもらいたいということがございました。そして、それはじゃあ福田委員の了解は取られたのですかと聞きましても、いや、それは取っていませんということで、福田委員の了解は取られずに当日出されたと聞いていますけれども。私のほうは——先ほどの繰り返しで恐縮ですけども——5月上旬にお聞きしてから、教育委員という重要な立場について既に人選を進めておりまして、お声がけをした相手がおられたという状況でございます。

○議長(中島貞次) 間もなく正午になりますが、このまま会議を続行します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 今、誰とお話ししてるのですか。町長は誰と話をしてたのですか、それ。そういうことの確認をそういう出される方がね。とある1人の教育委員と話をしてるということをお自分で言われたのですか、今。教育委員会は組織なのですよ。私は、その出た決議があった動議に対して当局としてどう対応したかを聞いてるのですよ。そんなこと聞いてないのです。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 動議としてというか、まず私自身はそういう人事案件について、この人を残せとか、この人をこうしろということは、この人事についての提案権はこちらのことでございますので。そのときにも言いましたが、町長室に来て、腹を割って、こうだと、ああだというお話をされるのであれば、また別のものがございますが、いきなりいろんなこと、そういうふうになるのですけれども、いきなり教育委員会で上げて、はい、こうだ、終わったらすぐだと、こういうふうにしてこられるわけでございますが、しかし、こちらとしては真摯に相手のことを受け止めて、受入れさせていただきました。あのときも悩みました。既にもう決まっているので、その場で御返事をすべきかどうかとも悩んだところですが、しかし、時間を取って、会ってほしいということなので、お聞きはいたしました。既にこちらといたしましては人選を進めておりましたので、真摯に要望書を受け取らせていただきました。一方、法的な人事権という部分もございまして、議員におかれましても、そのあたりを十分に考慮いただきたいと思います。

（上山隆弘議員「議長、答弁になってない。質問に答えてくださいよ。もう、何でそんな答えになるか分からへん。何言うとな。皆さん分かります」の声あり）

（吉田正之議員「分からへん」の声あり）

（上山隆弘議員「何を答えてくれたんや」の声あり）

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 いやいや、だから答弁しなおしてくれって言ってるだろう、議長。ちゃんと議事を進行してください。答弁になってないでしょう。どういうつもりや、議長も。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午前11時54分）

○議長（中島貞次） 再開します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町長自身が、この動議が出るに当たっても違う人間、つまりは動議を出そうとした人間に対して、第三者的な人間に情報を流しながら、その人間から圧力をかけたような話も出てきていました。町長がやってることというのは、あまりにもその任命者に対しても無責任であるというふうに感じますが、教育委員会に対しての先ほどの答弁で、全く教育委員会の中での対応として出た意見を解釈されてないということが明らかなのですけれども、副町長はそういうような解釈で対応されたのですね。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 動議が出て、委員等が来られたときには同席させていただきました。その際にも町長のほうから説明があり、既にというところも私も存じ上げていたところもありますので、今回の同意案件のほうを出させていただいたというところであります。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほど話が出ました教育委員からの動議についてですけれども、8月の定例教育委員会におきまして、福田秀樹委員の任期満了に伴う後任の選定において、引き続き同委員の任命を求める要望ということで出されたと。その趣旨は、その議事録によりますと、教育委員会の全ての構成員が難問山積の太子町教育行政において2年以内に交代するという状況では、その継続性に不安がある、経験豊かで指導力のある方の再任を要望するという、そういうものです。確かに、この間、福田委員を除く3名の方、1名は既に辞任されておりますけれども、あと2人

の方も、お一方は令和3年10月から、これは1年ですね。もうお一方は令和2年10月から、だから2年ということになります。私も、現下の混乱した教育行政の下で、継続性ととも安定性を求める人事というのを期するというために、ベテランの方を交代させずに再任させるという選択肢は十分にあると考えられますが、あえて再任しない人事案件を出された理由についてお伺いいたします。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほどからお答えしているとおおり、かなり前から、続けてやらないという旨を聞いておりましたので、進めていて、そうしますと、御了解をいただいている方にやっぱり辞めてくださいなあなんて、そんなことを言うのはおかしいと思います。

それから、新しい教育委員会の制度として、私の理解が間違っていたらお許しいただきたいのですが、いろんな方の教育に対する御意見をいただきながら、それを首長にも提言しながら教育を進めていくという部分があると思っています。これは教育長とか教育委員についてですね。ですから、いろんな方の御意見を聞きながら、今回の松本氏も立派な方です、先ほどの方も立派な方だと思いますけれども、それぞれの得意分野といいますか、教育に対しての提言をして、よりよい教育をするに当たって、こういうことをしたらどうだということを委員会内部で話し合っていたら、まとめていただいたり、またその上で私に提言していただくということが重要なことで、ありがたいと思っております。ですので、お答えになってるかどうか分からないとは、いや、答えてると思うのですけれども、私は、そういうことで選ばせていただいています。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 いや、そんな、安定性とか継続性についてどう考えるかということを知りたいのですが、それについてはそんなに重要視しなかったということでしょうか。

これも8月の定例教育委員会の会議録によりますと、福田教育長職務代理者にお聞きしますが、その会議録の中では、これだけの混乱してる状況の下で退任してしまっているのかという思いを持つようになったと発言されていますけれども、それは間違いないかどうかということと、それから町長にお伺いしますが、この本案件というのは、それ以前、5月初旬ですから、今回の問題が起こる以前ということになりますけれども、そのときにもう決めていて、だから変えられないという御主張かと思いますが、今回のこの問題を受けて、十分に教育委員とか、あるいはその動議を出された方とか、教育委員会と相談して決めたことなのか。先ほどの話から受ける印象としては、あまり十分に相談されずに、町長に提案権はございますから、決めて出してこられたということでしょうか。

それから、副町長にもお聞きしますが、この案件に関しては町長からの相談はございましたか。先ほどの議事録によりますと、教育委員会には事務局も含めて誰も相談を受けてないということなのですかけれども、副町長としては、それはちゃんと相談されて、何らかの進言はされたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 相談は私のほうにはあり、私のほうも、この松本氏にお会いさせていただいて、どういう考え方の方かどうかということもよく知りました。この方は、今学校教育で学科、いろんな勉強するという以外に、自分で考えて行動できる子供たちをつくりたいということをおっしゃって、私はそこにすごく、ああ、すごい、教育委員としてはふさわしい方だなあという認識を持った次第であります。

○議長（中島貞次） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（福田秀樹） 今、議員がおっしゃったとおりで、私、一応5月の段階では、もうちょうど9月が任期満了ですので、後任の方を選ぶのにも準備が要るだろうということで、早めに前教育長に9月の任期満了でということはお伝えしておりました。そのときは、まさかこんな問題が起きるといってもないし、前教育長もこのままずっと続けてやってくださるから、もう安心だなという思いで5月はいたのですけれども、6月にそういう疑いが発生して、7月に委員がお辞めにならなければならないということになって、そのときから、正直言うたら、自分自身、責任はすごく自分も感じておりましたし、8月3日に、あとの2人の教育委員からこの動議を上げられたとき、私も、3日、上げられる直前まで全く知らなかったのですけれども、そういう委員からぜひ、やっぱり混乱してるからということで、じゃあ、でも私は任命権も、自分が残りたいって残れるものではないので、もし町長から引き続きやってほしいというようなことがあったら、それはもう前向きに、やらせていただきますというか、責任がありますのでということではお伝えをその委員会ではしました。

以上です。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） こちらとしましては、5月でなく、記憶では、最終的に決めたのは6月終わり頃だったと思います。もちろん人選についてはいろいろと、相手様もあることですので、詳しいことは言えませんが、常に複数の方をいろいろ考えながら、どのようにするのがいいのか考えてる実情がございます。ですので、詳しくは申し上げられませんが、何度も同じことになって恐縮ですけれども、もう既に人選はしていたということでございます。

それから、教育委員会の議事録も早かったり遅かったりいろいろあるわけですが、教育委員会でこうしたのに町長は言うて云々言われますけれども、私のほうに教育委員たちが言ってこられたことについては町長室で聞いてますけれども、細かな一個一個について、これやからこうや、これだからこういう御意向やとか、そういうことまでは全部聞いてるわけではございませんということも御理解いただきたいと思います。既にもうこのたびの人事についてはいろいろと進めていたということをお理解いただきたいと思います。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、反対の立場で討論させていただきます。

本来、人事同意案件は賛成すべきであると思います。しかし、どうして町長の下ではいろいろなトラブルが発生するのか。もっと教育委員会や職員との協調性を大事にすることを前提をお願いしておきます。

7月、8月の定例教育委員会、8月の臨時教育委員会の議事録の内容から、8月3日、教育委員会から教育委員の再任と問題解決の申入れがあり、8月23日、教育長は辞職に同意しました。当面は福田教育委員が教育長職務代理者を務めると発表もされました。その後、8月26日、教育長は辞職されております。教育長不在という問題の中、常識であれば、現在教育長職務代理者をされている福田教育委員に再任していただき、この先の問題解決に向けて進むのが筋だと思いま

す。実際は、教育委員会には全く何の相談もなく、この同意第4号が上がっていることについて、昨年より町長が言っています教育委員の独立性を大切にしたいに反しており、全く理解できない。

以上のことから、私は反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 同意という立場で議会として責任を取る場合、先ほどの議案、同意第3号、同意第4号、これの答えを別々にするという対応は議員としてはまずあり得ない姿勢であります。この同意という責任に対して、教育委員会で問題が起これ、早くから決まっていたから、それを換えられなかったという答えそのもの自体が、セクハラ疑惑に関わる問題に対して町長が無責任な対応をしてきたということ自ら発信しているような中で、その問題となってる教育委員会の場面で対応した結果に向き合わなかったこと自体が問題であります。また、該当の教育委員のそれぞれに対しても、町長の発言、答弁は非常に無責任な答弁であったと言わざるを得ません。我々議会としても、こういった人選に関わる問題はしっかりと責任を持って取り組まなくては、また過ちを犯す人を対応してしまうことになるやもしれません。そのあたりもまともに答弁できないような状況での議案上程自体そもそも通用しないものと私は考えますし、町長の答弁から賛成など到底できません。

反対討論といたします。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

玉田正典議員。

○玉田正典議員 原案反対という立場から、さきの同意案件と同じで、教育委員会についても教育委員についても、それぞれの説明責任を何ら負ってない、してないと。こういう状態の中で新しい委員を任命するという、新しい組織をつくっていくというのはいかなるものかというところでもって反対といたします。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第4号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（中島貞次） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に玉田正典議員及び上山隆弘議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（中島貞次） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（中島貞次） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（中島貞次） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

玉田正典議員及び上山隆弘議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（中島貞次） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11票です。

投票のうち賛成 4票、反対 7票です。

以上のとおり反対が多数です。したがって、同意第4号は同意しないことに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（中島貞次） では、暫時休憩します。

（休憩 午後0時17分）

（再開 午後1時20分）

○議長（中島貞次） 再開いたします。

なお、本会議開始直後に報告すべきでしたが、松浦崇志議員及び堀卓史議員は本日欠席の旨連絡が届いておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、福田教育長職務代理者は午後は欠席される旨の連絡をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。

~~~~~

#### 日程第10 承認第3号 功労者等の承認について

○議長（中島貞次） 日程第10、承認第3号功労者等の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 承認第3号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同条例施行規則の規定により功労者の表彰を行いたく、町議会の承認を求めますのでございます。

本年度は、7月19日に太子町まちづくり審議会に諮問し、答申を得た社会功労賞3名、文化功労賞1名の承認を求めますのであります。

なお、功績内容は別添参考資料のとおりですので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の日程第11、議案第33号から日程第28、認定第7号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第11 議案第33号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（中島貞次） 日程第11、議案第33号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第33号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業進捗による経費の補正及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ3億7,286万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億6,901万円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入の追加と繰入金、町債の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、議会費、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費の追加と民生費の減額であります。

また、地方債の補正については、臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ただいま上程されました議案第33号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算では、前年度決算に伴う繰越金の追加や地方交付税及び国県支出金、町債等の補正であり、歳出予算では、人事異動等に伴う職員給、手当等の補正、市町村職員共済組合の負担金率の改定や10月以降、厚生年金及び社会保険加入の会計年度任用職員等への地方公務員共済制度の適用に伴う負担金の計上などのほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業やコロナワクチンの接種など、事業執行に係る必要経費を補正するものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金、補助及び交付金91万4,000円は、燃料費高騰の影響を受ける公共交通事業者への支援として、民営乗合バス及びタクシー事業者に臨時交付金を活用して補助するものであります。

目13基金費、節24積立金、財政調整基金積立金2億5,160万4,000円の追加は、前年度決算による実質収支額の2分の1以上の積立てを規定した地方財政法第7条第1項によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金を人件費等の補正に伴い、187万3,000円を追加するものでございます。

目2老人福祉費、節27繰出金は、介護保険特別会計繰出金を地域支援事業費や人件費の補正に伴い、191万6,000円を追加するものでございます。

目4後期高齢者医療費、節27繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金を主に人件費の補正に伴い、360万8,000円を減額するものでございます。

目5障害者福祉費112万2,000円の補正は、自立支援給付審査支払等システムの法改正対応に伴う改修経費でございます。

18ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金1億7,410万3,000円の減額は、保育所型の認定こども園を新設する事業者に国の交付金を活用して施設整備費用を補助する予定でしたが、事業者から建設中止と補助要望取下げの申出を受けたものでございます。

目4母子家庭医療費及び目5児童措置費、目6乳幼児等医療費の補正は、前年度の事業実績により、国や県の補助金を精算するものでございます。

20ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節18負担金、補助及び交付金57万1,000円の追加は、新型コロナウイルスに感染した自宅療養者を訪問する医師等の損害保険料負

担をたつの市・揖保郡医師会への協力金として計上するものであります。また、節27繰出金は、水道事業会計繰出金を人件費の補正に伴い、48万9,000円を追加するものでございます。

目2予防費のうち節10需用費、節11役務費、節12委託料、節19扶助費の補正につきましては、秋以降に予定されている5回目のコロナワクチンの接種と積極的勧奨が差し控えられていた子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種に係る費用でございます。コロナワクチンの接種経費の総額は9,261万7,000円で、2回目接種を完了した住民2万8,000人分を見込み、また子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の総額は1,493万6,000円、対象者を1,286人と見込んでおります。なお、節22償還金利子及び割引料640万円は、前年度事業費の精算による返還金でございます。

次に、20ページから22ページにわたりますが、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節12委託料406万円の追加は、水利施設等保全高度化事業委託料について、石海中部地区の農地集団化に福地地区の一部を追加し、計画面積を当初の44ヘクタールから59ヘクタールに拡大するとともに、経営体育成方針の作成などの業務を追加するものでございます。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費1億4,835万円は、臨時交付金を活用した物価高騰・地域経済対策として、「太子お店応援商品券交付事業」の第2弾を実施する経費であります。1人当たり4,000円分の商品券を交付し、来年1月1日から2月末までに御使用いただくものでございます。経費の内訳は、事務用消耗品、郵送料、商品券の作成、封入作業委託などの事務費に1,235万円、商品券交付金は3万4,000人分、1億3,600万円を計上しております。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節14工事請負費500万円の追加は、町道松尾前山西線においてアスファルト舗装600平方メートルを改修するものでございます。

目4幹線道路整備事業費、節21補償、補填及び賠償金300万円の補正は、糸井南糸井線の整備区域内にある電柱及び支柱5本の移設について、当初の予定と異なり、安全対策のために必要とされた仮設経費でございます。

24ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目2下水道事業費、節27繰出金は、下水道事業会計繰出金を人件費の補正に伴い、55万1,000円減額するものでございます。

目4公園事業費、節12委託料1,000万円は、現在解体中の旧環境センターの敷地に堆積した腐葉土や廃材等が多く、専門業者による処分の必要が生じたものでございます。

款9消防費、項1消防費、目3消防施設費12万5,000円の補正は、消防車両の修繕料について、故障したポンプ自動車の修理の結果、今後突発的な対応が困難となるため、追加するものでございます。

款10教育費、項2小学校費、目2学校管理費、節10需用費119万3,000円の補正は、斑鳩小学校のプール内壁のFRPにひび割れが生じていることが判明したため、これを補修するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款10地方特例交付金505万2,000円は、交付額の確定に伴う減収補填特例交付金の追加でございます。

款11地方交付税は、普通交付税の交付額が23億2,300万9,000円と決定したことに伴う普通交付税1億7,300万9,000円を追加するものでございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金7,757万4,000円及び項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金1,504万3,000円は、コロナワクチンの接種経費の歳出予算補正に伴う追加でございます。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金1億2,367万7,000円は、交通事業者への支援や商品券事業に充てる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費補助金につきましては、自立支援給付審査支払等システム改修経費に対する障害者総合支援事業費補助金でございます。また、節2 事業福祉費補助金1億1,606万9,000円の補正は、保育所型認定こども園整備費への補助中止に伴うものであります。

目6 教育費国庫補助金100万円は、7月1日付で公立幼稚園の感染拡大防止対策事業に係る補助金の交付内示を受けたことによるものであります。対象経費は1園当たり50万円、補助率は2分の1でございます。

款16 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金、ひょうご地域創生交付金858万円につきましては、県に事業採択を受けた地域創生の取り組みに対する交付金で、補助率は2分の1でございます。なお、当初予算でふるさと応援基金の充当を予定した事業のうち交付金に採択された町ホームページのリニューアル経費や聖徳太子1400年プロジェクト経費などは、それぞれ財源更正を行っております。

目2 民生費県補助金300万6,000円は、前年度事業費の精算に伴う追加でございます。

目4 農林水産業費県補助金につきましては、歳出予算の補正に伴うものでございます。

目7 教育費県補助金につきましては、交付決定に伴う減額でございます。

次に、10ページから12ページにわたりますが、款19 繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金3億17万8,000円の減額は、今回の補正予算における財源調整でございます。

目2 ふるさと応援基金繰入金は、ふるさと応援基金の充当を予定した事業がひょうご地域創生交付金の対象事業に採択されたことに伴い、864万円を減額しております。

款20 繰越金につきましては、令和3年度一般会計決算の実質収支額により補正するものでございます。

款21 諸収入、項3 雑入、目2 雑入、節2 民生費雑入3,233万5,000円は、後期高齢者療養給付費の前年度精算金でございます。節3 衛生費雑入及び節4 農林水産業費雑入は、派遣職員の人件費補正によるものでございます。

款22 町債、項1 町債、目5 臨時財政対策債は、普通交付税の算定に伴い決定された発行限度額により、1億3,944万7,000円を減額するものでございます。

最後に、6ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正は、臨時財政対策債の補正に合わせて限度額を変更するものでございます。

以上で議案第33号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第34号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（中島貞次） 日程第12、議案第34号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第34号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正及び前年度精算等による補正であります。  
歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ2,438万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億6,318万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、県支出金、繰入金、繰越金の追加であります。

歳出予算におきましては、総務費、保険給付費、諸支出金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第34号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算におきましては、保険給付費等交付金の追加、人事異動等に伴う一般会計繰入金の追加、前年度決算額の確定による繰越金の追加等を行う補正であります。

歳出予算においては、人件費の追加、国保情報データベース支援システム改修委託料の計上、新型コロナウイルス感染症傷病手当金の追加、令和3年度保険給付費等交付金の実績精算による償還金の追加を行う補正であります。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、異動等に伴う人件費補正として187万3,000円を追加、また未就学児均等割保険料負担金の創設に伴いまして、国保情報データベース支援システムの改修委託料として16万5,000円を計上しております。

款2保険給付費、項7傷病手当諸費、目1傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、被保険者へ支給する傷病手当金を30万円追加しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、令和3年度保険給付費等交付金、令和4年2月診療分の実績精算による償還金2,204万5,000円を追加しております。

次に、歳入について申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金につきましては、国保情報データベース支援システムの改修委託費に係る特別調整交付金として16万5,000円を追加しております。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、節3職員給与費等繰入金において、歳出の総務費において人件費を追加したことから、人件費分と同額の187万3,000円を追加しております。

同じく款5繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整として1,918万5,000円を追加しております。

款6繰越金につきましては、令和3年度実質収支額1,316万61円から当初予算で予算措置しておりました1,000万円を差し引いた316万円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,438万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,318万4,000円とするものであります。

以上で令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第35号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（中島貞次） 日程第13、議案第35号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第35号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、実績精算等による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ8,053万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7,192万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金の追加であります。

歳出予算におきましては、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金、諸支出金の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第35号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では、前年度決算額の確定による繰越金及び前年度精算金の追加に加え、異動等による人件費の増減に伴います国庫補助金等を補正するものでございます。

歳出におきましては、異動等による人件費及び前年度決算額の確定による償還金に加え、市町村特別給付費等を補正するものでございます。また、職員人件費につきましては、特別会計総額で1,088万7,000円を追加しておりますが、主に款3地域支援事業費に予算計上しております地域包括支援センターの正規職員が前年度に比べて2名増加したことによるものでございます。なお、職員人件費の個々の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、歳出から説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料につきましては、国庫補助金を活用しまして介護保険指定機関等管理システムを改修するものでございます。8万8,000円を計上しております。

款2保険給付費、項6市町村特別給付費、目1市町村特別給付費、節19扶助費につきましては、第1号被保険者分の介護用品支給費について、現時点での対象者が当初予算時に計上した5名を超えておりまして、不足分及び新規対象者を見込みまして、5名分37万5,000円を追加しております。

10ページをお願いいたします。

款4基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整によるもので、4,924万9,000円を追加しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金につきましては、各事業の令和3年度分を精算した結果、国庫、県費、支払基金への返還金として総額1,852万2,000円を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、令和3年度分の精

算の結果、307万3,000円を追加しております。

項2国庫補助金、目6介護保険事業補助金につきましては、歳出で申しあげましたシステム改修に係る補助金4万4,000円を計上しております。

項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金（総合事業以外）及び款6県支出金、款8繰入金につきましては、異動等による職員人件費の増減に伴う国庫補助金、繰入金の補正でございます。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金として6,804万5,000円を追加しております。

以上で議案第35号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第36号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（中島貞次） 日程第14、議案第36号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第36号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費と実績精算による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ135万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億1,619万円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第36号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては、事務費繰入金の減額、前年度繰越金を追加するものでございます。

歳出予算におきましては、人件費の減額、過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金を追加するものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員人件費360万5,000円を減額しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、令和4年4月及び5月の保険料収納分であります過年度分の保険料納付金を224万8,000円追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整を行うため、360万8,000円を減額しております。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、令和4年4月及び5月収納の保険料を令和3年度分の過年度保険料納付金として広域連合に納付することになっているため、当初から繰越金として940万円を計上していましたが、令和3年度決算の実績に基づきまして、225万1,000円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第37号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（中島貞次） 日程第15、議案第37号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第37号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動に伴う人件費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1事業収益に49万円を追加し、収益的収入の総額を5億3,607万5,000円としております。

また、収益的支出の款1事業費用から2万5,000円を減額し、収益的支出の総額を5億1,042万3,000円としております。

次に、第3条は、当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を減額しております。

第4条は、当初予算第8条に定める他会計からの補助金の補正でございますが、第2条の収益的収入の補正に伴いまして追加するものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第37号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

主な内容としましては、人事異動等に伴う人件費関係経費について補正をするものであります。

1 ページをお願いいたします。

第2条収益的収入の第1款事業収益は、第2項営業外収益を49万円追加し、総額を5億3,607万5,000円としております。これは、総務省で定める一般会計繰出基準に基づき、職員の異動に係る児童手当46万円、基礎年金拠出金3万円の追加により、他会計補助金49万円を追加するものでございます。

次に、収益的支出の第1款事業費用は、第1項営業費用を2万5,000円減額し、総額を5億1,042万3,000円としております。その内訳としまして、4ページに掲げておりますが、原浄水費、給水費におきまして、異動職員に係る給料、手当、次年度の夏期手当支給に係る賞与等引当金繰入額、法定福利費の補正を、総係費では、手当、次年度の夏期手当支給に係る賞与等引当金繰入額、法定福利費の補正に加え、退職手当組合負担金と退職給付費引当金繰入額につきまして

補正をしております。

1 ページに戻っていただき、第3条は、当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、職員給与費の補正額である23万8,000円を減額し、補正後の額を6,925万6,000円としております。

最後に、第4条は、当初予算第8条に定める他会計からの補助金の補正でございますが、第2条の収益的収入、第1款事業収益、第2項営業外収益の補正による49万円を追加し、308万2,000円に改めるものでございます。

以上、議案第37号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第38号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（中島貞次） 日程第16、議案第38号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第38号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業進捗による経費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1下水道事業収益に85万4,000円を追加し、収益的収入の総額を11億7,283万2,000円としております。

また、収益的支出の款1下水道事業費用に776万4,000円を追加し、収益的支出の総額を12億2,509万円としております。

次に、第3条におきまして、資本的支出の款1資本的支出に240万6,000円を追加し、資本的支出の総額を16億549万円としております。

第4条は、当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を減額しております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第38号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費関係、事業費経費の補正を行うものであります。

第2条では、収益的収入の第1款下水道事業収益、第2項営業外収益を85万4,000円追加し、下水道事業収益の総額を11億7,283万2,000円としております。これは、総務省が定める一般会計繰出基準に基づき、職員の異動に係る児童手当45万5,000円の減額及び基礎年金拠出金5万4,000円の減額により、他会計負担金50万9,000円を減額するものであり、また職員の異動に伴う退職給付費引当金の本年度末所要額が令和3年度末残高を下回ることとなりましたので収益化するものでございます。

また、収益的支出では、第1款下水道事業費用、第1項営業費用に760万1,000円、第3項特別損失に16万3,000円を補正し、下水道事業費用の総額を12億2,509万円としております。その内訳としまして、4ページに掲げております営業費用には、管渠費、総係費におきまして、異動職員

及び会計年度任用職員に係る給料、手当、次年度の夏期手当支給に係る賞与等引当金繰入額、法定福利費の補正に加え、総係費では、退職手当組合負担金と退職給付費引当金繰入額を減額し、流域維持管理経費におきましては、令和3年度の処理水が当初見込み水量より増加し、令和3年度分揖保川流域下水道維持管理負担金の追加精算が生じたため増額をしており、また特別損失については、企業債の繰上償還に伴う補償金の支払いのため、増額をしております。

1 ページに戻っていただきまして、第3条では、第1款資本的支出、第1項建設改良費に6,000円を追加し、第2項企業債償還金に240万円追加し、資本的支出の総額を16億549万円としております。その内訳としまして、6ページに掲げております建設改良費には、流域下水汚泥処理事業建設負担金としまして、兵庫県が事業の見直しを行い、太子町の負担額が増加したため6,000円を追加し、また企業債償還金については、元金の繰上償還に伴い、240万円を追加しております。

また、1ページに戻っていただきまして、第4条は、当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、職員給与費の補正額である517万3,000円を減額し、補正後の額を3,408万4,000円としております。

議案第38号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第17 議案第39号 土地の取得について

○議長（中島貞次） 日程第17、議案第39号土地の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第39号土地の取得について説明を申し上げます。

本案件につきましては、昭和52年より不燃物一時保管施設として運営しております上太田瓦礫処分場について、借地状態の解消による安定運営の確保及びランニングコストの削減を目的として、地権者4名のうち3名から取得するものであります。内訳といたしましては、森川賢造氏から上太田字山ノ端1番1外9筆の雑種地等5,431.94平方メートルを6,083万7,728円で、大村たつめ氏から上太田字山ノ端6番1の雑種地27.64平方メートルを30万9,568円で、森川繁清氏から上太田字山ノ端8番1の雑種地544.9平方メートルを610万2,880円で購入するものであります。これらの土地の面積の合計は6,004.48平方メートル、価格は6,725万176円であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めらるものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第18 議案第40号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（中島貞次） 日程第18、議案第40号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第40号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について説

明を申し上げます。

本案件は、令和3年度水道事業会計の決算収支において未処分利益剰余金4,806万4,076円が生じたことにより、その全額を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第40号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について詳細説明を申し上げます。

お手数でございますが、認定第6号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についての決算書のほうをお願いいたします。

決算書の5ページ、令和3年度の損益計算書を御覧いただきたいと思います。

1営業収益から6特別損失、各収益、各利益から費用、損失等それぞれ差し引いた結果、最下段の当年度末未処分利益剰余金4,806万4,076円が生じております。

続いて、次のページ、決算書の6ページでございます。

令和3年度の剰余金計算書を御覧ください。

資本金と剰余金の状況を示したのですが、真ん中より右、未処分利益剰余金の前年度末残高1,894万2,873円は、現金収入を伴わない長期前受金の収益化により生じたので、全額を資本金に繰り入れて処分をいたしております。そして、当年度末の未処分利益剰余金も前年度と同じ要因で生じたので、決算書の7ページ、令和3年度の剰余金処分計算書（案）のとおり、全額を資本金に繰り入れて処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て、これを行うものでございます。

以上で議案第40号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第19 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第19、議案第41号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第41号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

令和3年人事院勧告と併せて発出された国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子の中で、職員の育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等が示されました。当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員の対応に準拠しており、人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、改正を実施するものでございます。

主な改正内容については、育児休業の取得回数制限の緩和として、現行では、同一の子について、特別の事情がある場合を除き、原則として1回の育児休業取得としているところ、特別の事情にかかわらず、原則2回まで取得することができるようになるものです。それに加えて、子の

出生の日から57日間以内に取得できる回数も現行の1回から2回まで取得可能となります。また、非常勤職員の育児休業の取得緩和の主なものとしまして、育児休業の開始時期が限定されていたものを柔軟化する改正となっております。

施行日は令和4年10月1日でございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第20 議案第42号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中島貞次） 日程第20、議案第42号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第42号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、町立学童保育園の保育料について増額改正を行い、併せて別途保護者負担としていた傷害保険料を保育料に含めることとする改正でございます。

本事業につきましては、近年利用希望者が増加傾向にあり、総事業費の増大により、総事業費に対する利用者負担の割合は減少しております。そこで、適正な受益者負担の下、今後も安定した事業運営を行うため、保育料を改定したいと考えます。また、別途保護者負担としていた傷害保険料について月額保育料に含めることでサービスの向上を図りたいと考えております。

改正の内容でございますが、費用負担等を規定する第9条中、保護者負担としている傷害保険料を保育料に含めた上で、保育料月額を現行の「8,000円」から「9,000円」とし、長時間の保育となる夏休み期間の7月及び8月は現行の「8,000円」から「1万円」としております。

施行日は令和5年4月1日としております。経過措置として、改正後の本条例の規定は令和5年4月分以降の保育料について適用し、3月分までについては従前の例によることを規定しております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第21 議案第43号 太子町学校給食費に関する条例の制定について**

○議長（中島貞次） 日程第21、議案第43号太子町学校給食費に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第43号太子町学校給食費に関する条例の制定について説明を申し上げます。

平成31年1月の国の中央教育審議会答申にて学校給食費の公会計化への提言があり、それを受けて、令和元年7月に文部科学省がガイドラインを策定しました。このガイドラインにおいて、学校給食費は公会計制度を採用し、徴収及び管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うこ

とが適切であると明示されました。これにより、本町においても学校給食費を公会計へ移行することとし、必要な条例を制定するものです。

主な制定内容は、用語の意義、学校給食費の徴収・納付・減免等について規定しております。詳細については規則に委任することとしております。

施行日は令和5年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 認定第1号 令和3年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第2号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第3号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第4号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定第5号 令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第6号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

日程第28 認定第7号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（中島貞次） 日程第22、認定第1号令和3年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第28、認定第7号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 認定第1号から認定第7号までの各会計決算の認定について、一括して説明を申し上げます。

最初に、認定第1号令和3年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額138億8,236万6,128円、歳出総額133億1,055万8,807円、歳入歳出差引額は5億7,180万7,321円であり、翌年度に繰り越すべき財源6,860万1,000円を差し引いた実質収支額は5億320万6,321円となっております。

歳入につきましては、予算額145億5,407万9,000円、調定額143億4,533万6,543円に対し、収入済額138億8,236万6,128円、不納欠損額2,569万2,452円、収入未済額4億3,727万7,963円でございます。

また、歳出につきましては、予算額145億5,407万9,000円に対し、支出済額133億1,055万8,807円、翌年度繰越額5億9,954万6,000円、不用額6億4,397万4,193円となっております。

続きまして、認定第2号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額33億3,593万4,798円に対し、歳出総額33億2,277万4,737円で、歳入歳出差引額は1,316万61円となっております。

歳入につきましては、予算額33億7,485万9,000円、調定額35億6,206万8,138円に対し、収入済

額は33億3,593万4,798円、不納欠損額2,520万4,161円、収入未済額2億92万9,179円でございます。

また、歳出につきましては、予算額33億7,485万9,000円に対し、支出済額33億2,277万4,737円、不用額5,208万4,263円となっております。

次に、認定第3号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額25億4,253万1,496円に対し、歳出総額24億7,448万4,566円で、歳入歳出差引額は6,804万6,930円となっております。

歳入につきましては、予算額25億9,042万3,000円、調定額25億5,134万8,218円に対し、収入済額25億4,253万1,496円、不納欠損額255万6,330円、収入未済額626万392円でございます。

また、歳出につきましては、予算額25億9,042万3,000円に対し、支出済額24億7,448万4,566円、不用額1億1,593万8,434円となっております。

次に、認定第4号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額5億2,089万9,738円に対し、歳出総額5億924万8,516円で、歳入歳出差引額は1,165万1,222円となっております。

歳入につきましては、予算額5億2,350万5,000円、調定額5億2,224万9,227円に対し、収入済額5億2,089万9,738円、不納欠損額16万4,626円、収入未済額118万4,863円でございます。

また、歳出につきましては、予算額5億2,350万5,000円に対し、支出済額5億924万8,516円で、不用額1,425万6,484円となっております。

次に、認定第5号令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1,539万4,222円に対し、歳出総額1,174万7,093円で、歳入歳出差引額は364万7,129円となっております。

歳入につきましては、予算額1,298万円、調定額1,549万222円に対し、収入済額1,539万4,222円、収入未済額9万6,000円でございます。

また、歳出につきましては、予算額1,298万円に対し、支出済額1,174万7,093円、不用額は123万2,907円となっております。

次に、認定第6号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

令和3年度の収益的収支につきましては、税抜きで事業収益は5億5,565万6,540円に対し、事業費用は4億9,121万6,411円で、4,806万4,076円の純利益となっております。一方、資本的収支は税込みで収入6,091万1,000円に対し、支出2億3,432万9,639円となっており、収支の不足額1億7,341万8,639円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,636万5,380円と過年度分損益勘定留保資金1億5,705万3,259円で補填しております。

最後に、認定第7号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

令和3年度の収益的収支につきましては、税抜きで事業収益が11億9,720万1,205円に対し、事業費用が11億8,813万1,559円で、34万3,049円の純利益となっております。一方、資本的収支につきましては、税込みで収入額は7億8,014万4,600円に対し、支出額は12億1,923万1,989円となっており、収支の不足額4億3,908万7,389円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,603万794円と過年度分損益勘定留保資金4億2,305万6,595円で補填しております。

以上、7会計の決算案件についての説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては副町長、経済建設部長よりそれぞれ説明を申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 私のほうから、認定第1号から認定第5号までの詳細説明を御説明申し上げます。

それでは、認定第1号令和3年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

まず、収支状況としまして、最後の169ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

前年度決算に比べて歳出、歳入の規模は縮小しましたが、新型コロナウイルスワクチンの接種や感染症対策などを実施し、歳入総額138億8,236万6,128円と歳出総額133億1,055万8,807円の差引き額は5億7,180万7,321円となり、翌年度へ繰り越すべき財源6,860万1,000円を差し引いた実質収支額は5億320万6,321円でございます。

全体の人件費は前年度比67万7,000円増の17億4,568万3,000円であり、参考資料の決算審議資料や主要施策の成果に関する説明書、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当経費の決算状況」なども御参照いただければと思っております。

それでは、歳出から御説明いたします。

44ページを御覧ください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬4,755万5,990円は、議員1名の辞職により、前年度比で86万5,461円の減となっております。節9交際費2万7,320円の内訳は、慶弔費が1件で1万円、賛助費が1件で3,240円、その他が2件で1万4,080円でございます。

46ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節9交際費22万5,851円の内訳は、慶弔費が6件で6万7,000円、賛助費が2件で1万円、渉外費が14件で13万3,801円、その他が2件で1万5,050円でございます。

50ページをお願いいたします。

目4会計管理費、節11役務費のうち指定金融機関収納支払事務手数料250万円は、昭和62年4月以降見直していなかった事務手数料を現在の業務内容に応じて改定したものでございます。

目5財産管理費、節12委託料のうち公共施設等総合管理計画一部改定業務委託料198万円は、令和2年度に策定した個別施設計画の内容を反映するため、平成28年度の策定から5年が経過する公共施設等総合管理計画を一部改定したものでございます。

54ページをお願いいたします。

目7企画費、節7報償費のうちふるさと応援寄付謝礼1億169万9,407円は、寄附者1万1,471名への返礼品に係る経費であります。節12委託料のうちふるさと応援寄付業務委託料3,626万9,409円は、寄附の受付、返礼品の発送及び受領証明書発行代理業務に係る費用でございます。節18負担金、補助及び交付金のうちレンタサイクル事業補助金92万1,000円は、JR網干駅周辺でぼうじいレンタサイクルを行う事業者に必要な経費を助成した費用であり、バス停整備事業補助金546万7,000円は、公共交通の利用及びふるさと文化村施設の利用促進などを目的に、町と神姫バス株式会社の協働事業として、新バス停「あすかホール前」を整備したものでございます。

目8電子計算機費、節12委託料のうち業務システム構築委託料2,244万2,024円は、コンビニ交付システムサーバーのクラウド環境への移行及び内部情報系システムサーバーの更新並びに基幹

系システムサーバーの更新を委託したものでございます。

56ページをお願いいたします。

節17備品購入費のうち電子計算機器購入費1,134万6,511円は、内部情報系システムサーバー機器類の更新やオンライン会議の増加に対応するためにウェブ会議用の常設パソコン及び関連機器を購入したものでございます。

目9交通安全対策費、節24積立金4,327万1,037円は、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う構成市町への分配金を令和4年度以降の交通安全対策事業に充てるため、太子町交通安全対策基金を創設し、積み立てたものでございます。

58ページをお願いいたします。

目10防犯対策費、節18負担金、補助及び交付金のうち防犯カメラ設置整備費補助金55万1,800円は、県に事業採択された7自治会、7か所の整備費を補助したものでございます。

目11自治振興費、節7報償費のうち町制70周年功労者記念品10万7,910円は、個人及び団体77件に贈呈した経費であり、町公募美術展町制70周年記念賞賞金8万円は、同賞を受けられた4名の方々へお渡しした賞金でございます。節10需用費のうち消耗品費、町制70周年事業用41万1,291円は、功労者表彰の額や100年後に残したい太子町の風景フォトコンテスト及びポスター企画展に係る応募者等への記念品、またインスタグラム投稿企画、太子の“いいね”見つけた！に係る入選記念品などに要した経費であり、印刷製本費、企画展パネル33万2,970円は、フォトコンテスト開催に係るパネル印刷費用でございます。

目13基金費、節24積立金のうち公共施設建設基金積立金3億55万円は、将来の施設整備対策に備え、積立金を増額したものでございます。

70ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12委託料のうち生活困窮者相談支援事業委託料900万円は、生活困窮者やその家族からの相談に応じ、情報提供や関係機関との連絡調整を行うことで必要な支援体制の構築を図る事業に係る経費であり、ひきこもりサポート事業委託料635万8,000円は、ひきこもり状態にある本人やその家族が安心して過ごせる居場所づくりや社会参加に向けた支援事業の実施に係る経費で、いずれも太子町社会福祉協議会へ委託したものでございます。節18負担金、補助及び交付金のうち住民税非課税世帯等臨時特別給付金2億2,980万円は、国の感染症対策として実施した住民税非課税世帯の1世帯当たり10万円の給付金であり、2,298世帯に支給したものでございます。節27繰出金2億3,093万8,969円は、国民健康保険特別会計への繰出金であります。その内訳は、法定分で保険基盤安定1億6,112万2,563円、職員給与費4,376万9,539円、出産育児一時金等670万8,000円、財政安定化支援事業1,020万6,000円、単独事業の実施に伴う国庫負担金減額調整分で913万2,867円でございます。

72ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金のうち地域介護拠点整備事業補助金755万1,000円は、令和3年10月に開設した看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備経費として民間事業者へ全額県補助により支援したものであり、自治会敬老事業補助金127万9,500円は、従前開催していた敬老会に代えて敬老事業を実施した48自治会へ補助したものでございます。節27繰出金3億7,747万3,890円は、介護保険特別会計への繰出金でございます。その内訳は、保険給付事業2億7,994万378円、地域支援事業1,665万1,516円、低所得者保険料軽減事業2,958万7,005円、事務費等に5,129万4,991円でございます。

目4後期高齢者医療費、節27繰出金9,192万4,332円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。その内訳は、保険基盤安定7,184万3,972円、事務費2,008万360円でございます。

80ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金のうち子育て世帯生活支援特別給付金1,865万円は、国の感染症対策として実施した児童扶養手当受給者等を除く住民税非課税の子育て世帯の児童1人当たり5万円の給付金であります。202件、373名分を支給したものであります。

84ページをお願いいたします。

目5児童措置費、節18負担金、補助及び交付金のうち子育て世帯臨時特別給付金5億8,560万円は、国の感染症対策として実施いたしました児童養育者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの児童1人当たり10万円の給付金であり、3,310世帯、5,856名分を支給したものでございます。

86ページをお願いいたします。

目7子育て支援施設運営費2,094万1,805円は、令和3年4月から開所した太子町子育て支援センターひまはびの運営経費でございます。相談支援業務講師派遣委託料34万5,000円のほか、節14工事請負費にございます空調設備設置工事費67万3,200円、ネットワーク環境整備工事費115万5,000円などを支出しております。

90ページをお願いいたします。

目9放課後児童健全育成事業費、節12委託料のうち太田学童保育園運営委託料826万1,600円は、太田学童保育園1クラスの運営を民間委託したものであり、太田学童保育園プレハブ設置工事实施設計委託料252万9,450円は、太田幼稚園北園舎を解体し、太田学童保育園の保育室等を増築する工事の実施設計を委託したものでございます。

92ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節27繰出金のうち水道事業会計繰出金（水道料金減免等）8,687万9,595円は、令和3年8月から令和4年1月検針分まで実施した水道基本料金6カ月分の減免に係るものでございます。

94ページをお願いいたします。

目2予防費、節12委託料のうちコロナワクチン接種委託料1億7,948万6,769円は、新型コロナワクチン接種費用の委託料であり、令和4年3月末時点の接種率は、1、2回目88.6%、3回目43.3%、5歳から11歳5.6%でございます。

96ページをお願いいたします。

節17備品購入費のうち医療用備品購入費264万2,200円は、コロナ禍や災害時等での感染症予防対策として医療用エアテントを整備したものでございます。

98ページをお願いいたします。

目4環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金2,404万7,000円は、火葬場運営に係る揖龍保健衛生施設事務組合負担金でございます。

100ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1清掃総務費、節18負担金、補助及び交付金のうち、ごみやし尿の処理等に係る揖龍保健衛生施設事務組合負担金の合計は4億2,844万円でございます。燃料需要の減及び定期保守委託料の減により、前年度比559万6,000円の減となっております。

目2塵芥処理費、節12委託料のうち上太田瓦礫処分場用地鑑定委託料27万5,440円は、上太田瓦礫処分場の用地買収に当たり、買収単価を算出することを目的に実施したものでございます。

104ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち農業経

営スマート化促進事業補助金428万4,000円は、経営の多角化に取り組む経営団体に対し、センシングドローンの購入などに支援したものでございます。

106ページをお願いいたします。

目5農地費、節12委託料のうち農村地域防災減災事業委託料1,370万2,700円は、広坂地区の栗岡池改修の県営事業採択に向けて、ため池整備計画を策定した費用であり、水利施設等保全高度化事業委託料433万9,500円は、石海中部地区のほ場整備事業を検討するための基礎資料となる地形図の作成費用でございます。節18負担金、補助及び交付金のうち西脇・広坂地区ほ場整備事業負担金555万1,637円及び岩見構下地区ほ場整備事業負担金295万5,645円並びに県営ため池等整備事業負担金2,286万2,752円は、広坂地区の向池のため池改修事業のほか、進捗中の県営事業に対する負担金でございます。

108ページをお願いいたします。

目7国土調査費、節12委託料1,342万円は、国土調査法に基づく地籍調査を実施したもので、岩見構上地区では地籍図と地籍簿の作成、岩見構下地区では境界確認、竹広地区では事前調査、東南、東出地区では官民境界等先行調査を実施しております。

項2林業費、目1林業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち山城復活プロジェクト施設整備事業補助金300万円は、楯岩城の来訪者の利便性を高めるため、上太田自治会に対し、若王子神社境内のトイレ整備事業を補助したものでございます。

110ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節12委託料のうち新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金委託料1,837万666円は、令和3年1月から3月の期間に県の要請で感染拡大防止に係る休業及び時短営業に応じた事業者へ支給された経営継続支援金の町負担額でございます。節18負担金、補助及び交付金のうち、ふるさと納税返礼品開発等補助金332万9,000円は、コロナ禍の影響を受ける事業者への販路拡大等に対する支援として、16事業者への補助金を支出したものであり、飲食店等感染拡大防止対策事業補助金2,391万3,000円は、飲食店の安全な外食環境整備を促進するために、店内の感染対策に係る設備費用について、54事業者へ支援したものでございます。

114ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12委託料のうち橋りょう調査設計業務委託料4,368万5,400円は、町が管理している道路の176橋について、5年に1度の法定点検を実施したものでございます。節14工事請負費1億1,874万8,300円は、太子陸橋に係る舗装打換及び伸縮装置取換工事費でございます。

116ページをお願いいたします。

目4幹線道路整備事業費、節16公有財産購入費3,309万4,206円は、都市計画道路網干線外道路整備事業に係る用地2筆、721.38平方メートルの購入費でございます。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料のうち土地利用基本計画改訂業務委託料583万円は、市街化調整区域に適正な土地利用の誘導方針を示すことを目的として、現計画を改訂したものでございます。

118ページをお願いいたします。

目2下水道事業費、節23投資及び出資金4億6,180万7,000円及び節27繰出金4億5,638万4,120円は、企業債償還や雨水処理費などへの繰出金でございます。

目3公園管理費、節12委託料のうち、体験学習施設運営関連費用として、総合公園体験学習施設運営業務委託料189万3,000円のほか、総合公園体験学習施設清掃管理業務委託料54万円、施設

予約システム改修委託料38万5,000円などを支出しております。

120ページをお願いいたします。

目4公園事業費、節12委託料のうち旧環境センター解体調査設計業務委託料528万円は、旧環境センターを適正かつ安全に解体処理するための調査設計に係る委託費用でございます。節14工事請負費1億8,180万820円は、総合公園に係る町民グランドへの投光照明5基の設置工事や体験学習施設の周辺整備工事を実施したものでございます。

122ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金、補助及び交付金3億8,700万1,609円は、西はりま消防組合への負担金でございます。

124ページをお願いいたします。

目3消防施設費、節14工事請負費924万円は、令和3年4月27日に完成しました消防団第四機動分団車庫の改築費用でございます。節18負担金、補助及び交付金のうち消防施設整備費補助金122万3,000円は、消防用ホース格納箱及びホース等の消防資機材購入費について、15自治会へ補助したものでございます。

目4災害対策費、節12委託料のうち防災行政無線システム保守委託料657万8,000円は、導入初年度の瑕疵担保期間終了に伴う設備の定期点検及び緊急時対応のためのシステム保守委託料であり、地域防災計画等改定等委託料825万円は、コロナ禍に対応した町地域防災計画の改定及び業務継続計画の策定費用でございます。

126ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節9交際費5万586円の内訳は、慶弔費が2件で1万524円、渉外費が1件で2万6,862円、その他が2件で1万3,200円でございます。

130ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費のうち消耗品費、保健衛生用495万2,713円は、感染症対策のため、消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル、除菌シート等の購入費用でございます。また、節12委託料のうち、132ページの小学校特別教室空調設備設置工事・太田小学校高圧受電設備更新工事実施設計委託料410万5,732円は、感染症予防と暑さ対策の両立として、児童・生徒及び教職員の健康を守るため、小・中学校の特別教室に空調設備の実施設計と老朽化した太田小学校高圧受電設備の更新工事の実施設計を行ったものでございます。節13使用料及び賃借料のうち修学旅行等バス賃料230万480円は、修学旅行や校外学習において3密を防ぐことを目的として、移動用バスを各学年に1台ずつ増便したものでございます。節14工事請負費のうち石海小学校南校舎トイレ改修工事費3,909万4,000円は、児童・生徒の生活環境を整備するため、普通教室の集まる南校舎トイレの洋式化及び多目的トイレの改修を行ったものでございます。

134ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節12委託料のうち小学校インターネット通信環境の強化のためのネットワーク分離等業務委託料193万6,000円及び節17備品購入費のうち小学校インターネット通信環境の強化に係るネットワーク機器購入費225万6,000円は、児童・生徒1人1台端末環境下で円滑な通信環境が確保されるよう、校内のインターネット回線を4回線から9回線に増設したものでございます。

136ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費のうち消耗品費、保健衛生用367万8,627円は、小学校費と同様の感染症対策費用でございます。節12委託料のうち中学校特別教室空調設備設置工事実施設計委託料205万1,268円は、小学校費と同様、特別教室等に空調設備の実施設計を委託し

たものでございます。

138ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節1報酬のうち部活動指導員報酬40万8,000円は、令和3年度より各中学校に1名ずつ、計2名の部活動指導員を会計年度任用職員として配置し、継続的な部活動指導及び顧問教員の負担軽減を図るものでございます。節12委託料のうち中学校大型提示装置設置委託料69万9,160円及び節17備品購入費のうち中学校大型提示装置購入費1,299万5,840円は、学習活動における、より積極的なICTの活用を目的に、中学校においては大型提示装置を41台整備したものでございます。また、節12委託料のうち中学校インターネット通信環境の強化のためのネットワーク分離等業務委託料96万8,000円及び節17備品購入費のうち中学校インターネット通信環境の強化に係るネットワーク機器購入費112万5,300円は、小学校費と同様、校内のインターネット回線を2回線から4回線に増設したものでございます。

140ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節10需用費のうち消耗品費、保健衛生用201万3,766円は、小・中学校費と同様の感染症対策費用でございます。

142ページをお願いいたします。

節12委託料のうち太田幼稚園北棟園舎改築等工事实設計委託料334万550円は、耐震化未了となっていた北園舎の解体、電気設備の移設及び外構工事について、解体跡地に新設予定の太田学童保育園プレハブ工事と併せて実施設計を委託したものでございます。

146ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目2公民館費、節14工事請負費1,085万8,100円は、太田公民館トイレを改修し、男女別に洋式化したものでございます。

150ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節12委託料のうち、ぼうじいアニメーション作成業務委託料19万9,467円は、「ぼうじい」を活用した文化財啓発用アニメーション動画の作成、ぼうじいLINEスタンプ作成業務委託料55万円は、公募したデザイン案を基にLINEスタンプを作成したものでございます。節18負担金、補助及び交付金のうち文化財保存整備費等補助金4,890万8,000円は、令和4年度までの7か年計画として実施中の斑鳩寺庫裏の解体修理費用の一部補助等でございます。

152ページをお願いいたします。

目7会館管理費、節10需用費、修繕料のうち施設修理254万2,771円は、文化会館大ホール等の空調機器の修理や大ホール舞台上部スプリンクラーヘッド取付等の修理費用でございます。

156ページをお願いいたします。

目8歴史資料館費、節10需用費のうち修繕料160万2,700円は、経年劣化により雨漏りの生じていた民俗資料館茅葺き屋根の覆屋設置等の設備修理費でございます。

160ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、節14工事請負費549万3,400円は、太田公園グラウンドにおける東面と南面の防球ネットを撤去及び更新したものでございます。

162ページをお願いいたします。

目2体育館費、節14工事請負費のうち体育館天井野地材剥離防止ネット設置工事費175万4,000円は、アリーナ天井野地材の剥離落下のおそれから、利用者の安全確保のためにネットを設置したものであり、網戸設置工事費105万1,000円は、感染症の換気対策として網戸を設置したものでございます。

166ページをお願いいたします。

目4給食センター費、節14工事請負費のうち新給食センター建設工事費1億3,674万9,000円は、新給食センター建設に係る舗装、フェンス等の工事費でございます。節18負担金、補助及び交付金のうち学校給食炊飯加工賃補助金473万2,000円は、給食の水準を維持するために、米飯回数増加等に伴う委託炊飯に係る加工賃を公費により支援したものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人の収入済額は16億4,976万5,517円で、対前年度比3.5%の減であります。これは、納税義務者数と個人所得の減少によるものでございます。

目2法人の収入済額は1億4,475万400円で、対前年度比10.0%の増、項2固定資産税、目1固定資産税の収入済額は19億6,955万3,161円で、対前年度比4.4%の増であります。これは、感染症に伴う徴収猶予特例の終了によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

款6法人事業税交付金4,018万円及び16ページにわたる款7地方消費税交付金7億3,585万2,000円は、国や県税収入の動向により、前年度比で増収となっております。

款10地方特例交付金、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金4,077万9,000円は、課税標準の特例による固定資産税の減収相当額が交付されたものでございます。

また、款11地方交付税は、国税収入の動向に応じて普通交付税が再算定され、増額となっております。

少し飛びまして、24ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,718万1,000円は、令和3年度における同交付金の実施計画に基づき、地域経済や住民生活を支援するための経費に配分されたものでございます。なお、交付金を充てた歳出経費の内訳は参考資料にて御確認をお願いいたします。節2戸籍住民基本台帳費補助金のうちマイナポイント利用環境整備費事業補助金193万1,000円は、マイナポイントの経費に係るものでございます。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金2億1,660万円と同事務費補助金167万7,633円、また節2児童福祉費補助金のうち子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金3,550万円と子育て世帯生活支援特別給付金給付(ひとり親以外)事業費補助金533万5,000円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金5億9,290万円と同事務費補助金417万4,552円は、それぞれ歳出で説明申し上げた給付事業に係るものでございます。

26ページをお願いいたします。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金のうち新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金5,663万2,000円は、ワクチン接種券の発送や予約、接種等の経費に係るものでございます。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金のうち都市計画道路整備費補助金2,588万6,000円は網干線外道路整備事業及び沖代線舗装修繕工事に係るもので、補助率は2分の1、道路更新防災等対策事業費補助金のうち橋りょう長寿命化事業補助金8,415万円は太子陸橋修繕工事及び橋りょう調査設計業務委託に係るもので、補助率は10分の5.5でございます。節2都市計画費補助金、防災・安全社会資本整備交付金のうち都市公園事業費補助金6,767万円は総合公園の整備費用に係るものであり、社会資本整備総合交付金のうち空き家再生等推進事業補助金66万6,000円は危険空き家1件の除去に係るもので、ともに補助率は

2分の1でございます。

目5教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち学校施設環境改善交付金1,346万7,000円は歳出で申し上げた石海小学校南校舎トイレ改修工事に係る交付金で、補助率は3分の1でございます。同じく学校保健特別対策事業費補助金432万2,000円及び公立幼稚園感染拡大防止対策事業補助金97万7,000円は学校園における感染症対策費用に係るもので、補助率は2分の1でございます。節2社会教育費補助金、文化芸術振興費補助金383万3,000円は、コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業として、令和3年11月に文化会館で開催したコンサート等への助成でございます。

28ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費補助金のうち、ひょうご地域創生交付金1,403万1,000円は、歳出で申し上げた新バス停「あすかホール前」の整備や太田公園グラウンド防球ネット工事など、地域創生の取り組みに県の支援を受けたものでございます。

32ページをお願いいたします。

目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち農業次世代人材投資事業補助金150万円は新規就農者の経営安定支援事業に係るものであり、水利施設等保全高度化事業補助金400万円は歳出で申し上げた石海中部地区のほ場整備事業に係るものでございます。

34ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち財政調整基金債券運用配当金48万1,500円は、財政調整基金で運用している地方債2億円の配当金でございます。

項2財産売払収入、目1物品売払収入、公用車売払収入131万円は、給食センターの配送車2台を更新に伴い売却したものでございます。

36ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金のうち、ふるさと応援寄付金2億6,971万5,000円は、1万2,759件、1万1,471名から寄せられたふるさと応援寄付金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目3公共施設整備基金繰入金1億4,000万円は、給食センター整備の財源に取り崩したものでございます。

40ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入、節2民生費雑入のうち斑鳩保育所職員給食費負担金15万8,750円は、斑鳩保育所職員が園児と同じ給食を食べるため、実費分を負担したものでございます。節5土木費雑入のうち道路施設ネーミングライツパートナー契約料13万7,500円は、石海小学校西側の福地歩道橋について、株式会社丸尾建築と令和3年6月より3年契約で締結しました契約料の初年度分でございます。節7教育費雑入のうち自治総合センター助成金250万円は、鵜屋台改修事業に対する助成金でございます。

42ページをお願いいたします。

同じく節7教育費雑入のうち文化会館ネーミングライツパートナー契約料110万円は、株式会社丸尾建築と令和3年4月より3年契約で締結しました契約料の初年度分でございます。

以上で認定第1号令和3年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午後3時20分）

(再開 午後3時30分)

○議長(中島貞次) では、再開します。

副町長。

○副町長(杉原勝由) それでは続きまして、認定第2号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明をいたします。

13ページの歳出からお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費及び事務処理に要する経常的な経費であります。決算額は4,276万6,506円で、前年度に比べて389万円減少しております。主な要因は、給与、職員手当費、共済費等の減によるものであります。

項2徴税费、目1賦課徴收费は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費で、納税通知書の印刷経費や郵送経費などを支出しております。決算額は346万8,833円で、前年度より約1万3,000円減少しております。主な要因は、消耗品費、印刷製本費の減によるものであります。

15ページをお願いいたします。

款2保険給付費は、医療機関で診察、治療等がかかった費用のうち国保が支払う費用でありまして、決算額は23億1,623万7,771円で、前年度より約5,496万円増加し、1.02%増となっております。医療機関への受診が新型コロナウイルス感染症の流行前の水準に戻りつつあり、保険給付費が全体的に増加したと考えています。この保険給付費に係る費用については、その全額が県から保険給付費等交付金(普通交付金)として措置されることとなっております。

19ページをお願いいたします。

款3国民健康保険事業費納付金9億1,921万4,917円は、県から全額交付される保険給付費等交付金の財源として市町が県へ納めるものであり、県より各市町へ割り振られた納付金であります。

項1医療給付費分6億5,765万2,604円は保険給付の一部であり、項2後期高齢者支援金等分2億32万3,509円は、全ての75歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」による保険事業に対し、国民健康保険を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費です。

項3介護納付金分6,123万8,804円は、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護保険料相当額を県へ納め、県から社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。

款4保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費は、後発医薬品の普及を促進し、費用負担抑制につなげるために実施しております。先発医薬品から後発医薬品に切り替えた場合の利用差額通知等に係る費用であります。決算額は154万2,162円で、前年度より約2万円の増となっております。

項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は、平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき全保険者に義務づけられた特定健診・特定保健指導等に係る経費で、1,295万4,848円を支出しております。特定健診では1,519名の方が受診され、そのうち69名に特定保健指導を実施しております。受診率は前年度と比較して2.4%上昇し、28.2%となっております。

21ページをお願いいたします。

款5基金積立金は、令和3年度において財政調整基金から生じた利子49万299円を基金に積み立てたものです。令和3年度末の国保財政調整基金残高は2億8,256万1,000円となっております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金2,451万3,341円につきましては、県か

ら交付される保険給付費等交付金の超過交付分を返還したものであります。

続いて、歳入について説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税の総額は5億7,849万7,704円で、前年度と比較して1,763万円の減となっています。年度平均被保険者数では125人減少するとともに、基準総所得金額の減少などにより保険税総額も減少したものと考えております。

8ページをお願いいたします。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金の総額は24億3,249万5,478円で、節1普通交付金は町の保険給付費を賄うものです。節2特別交付金のうち備考欄に記載の保険者努力支援制度交付金1,366万9,000円は、予防・健康づくりをはじめとする医療費適正化等に取り組む努力に対し財政支援が行われたものであります。

款5繰入金の決算額は2億8,293万9,268円で、前年度より約2,467万円増加しております。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節5その他一般会計繰入金につきましては、これまでどおり財源補填のための一般会計繰入、いわゆる赤字繰入は行っておりませんが、30年度から県の指示により、地方単独事業である福祉医療の実施に伴う国庫負担金の減額調整分として913万2,867円を一般会計より繰り入れております。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、実質収支算定のため、予算の範囲内で5,200万299円を財政調整基金より繰り入れております。

款6繰越金は、令和2年度決算の結果生じた実質収支額を令和3年度に繰り越したものでございます。

11ページをお願いいたします。

款8国庫支出金、項1国庫補助金、目2災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対し国が財政支援するもので、決算額は117万3,000円となっています。補助率は10分の6となっており、残りの10分の4については特別調整交付金で措置されることとなっております。

24ページをお願いいたします。

令和3年度決算の総括といたしまして、歳入総額33億3,593万4,798円に対し、歳出総額は33億2,277万4,737円で、歳入歳出差引額1,316万61円を翌年度に繰越いたします。

終わりに、30年度から県が財政運営の主体となり、国民健康保険事業の安定化が図られましたが、今後も保険税の収納率向上に努め、関係部署と連携しながら保健事業を推進することにより、医療費の適正化に取り組んでまいります。

では続きまして、認定第3号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

14ページの歳出から行いますので、お願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、介護保険事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費で、総額3,566万2,358円を支出しております。

14ページから16ページにわたる項2徴収費につきましては、介護保険料の賦課徴収事務に要する経常的な経費であります。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の運営に要する経常的な経費であります。令和3年度は認定審査会を47回開催し、延べ1,240件の審査判定を行いました。

目2認定調査等費につきましては、認定調査員4名分の報酬と主治医意見書作成手数料が主な

ものでありますが、令和2年度に比べて介護認定調査が大きく増加したことで、全体として前年度より520万2,511円増加しております。

款2保険給付費につきましては、16ページから22ページまでにわたりますが、前年度に比べて9,951万8,464円、4.6%増加しております。内訳を見ますと、18ページの項1介護サービス等諸費につきましては、要介護と認定された方に対するサービス費で、前年度比5.3%の増、項2介護予防サービス等諸費につきましては、要支援と認定された方に対するサービス費で、前年度比14.7%の増となっております。また、20ページの項4高額介護サービス等費及び項5高額医療合算介護サービス等費につきましては、介護サービス費等の自己負担額が一定額以上となったときに払い戻されるサービス費で、前年度比7.2%の減、項7特定入所者介護サービス等費につきましては、特定施設に入所している低所得者の食費及び居住費に係る自己負担額の一定額以上を支給するサービス費で、前年度比18.7%の減となっております。減少の理由としましては、主に制度改正による基準額が厳しくなったことによるものでございます。

22ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費については、主に訪問型サービス費、通所型サービス費、介護予防ケアプラン作成費の負担金等、項2一般介護予防事業費につきましては介護予防事業に係る経費であります。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、支出額は前年度に比べて軒並み減少しております。

24ページから28ページにわたる項4包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括支援センター事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費及び包括的支援に係る事業費であります。内訳でございますが、24ページの目1包括的支援事業費が4,196万52円、目2任意事業費が433万7,102円、26ページの目3在宅医療・介護連携推進事業費が26万7,000円、目4生活支援体制整備事業費が745万6,994円、目5認知症総合支援事業費が852万8,225円、28ページでございますが、目6地域ケア会議推進事業費が24万円となっております。

款4基金積立金につきましては、令和3年度決算に基づく保険料収支額及び基金利子合計6,696万9,544円を介護給付費準備基金に積み立てております。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金につきましては介護保険料の還付金で、目2償還金につきましては、令和2年度分の地域支援事業費交付金、低所得者保険料軽減負担金、災害等臨時特例補助金について、精算の結果による国庫、県費、支払基金への返還金でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1保険料につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせて6億8,500万7,410円を収納しております。令和3年度の保険料改定により、前年度比較で1億547万7,910円の増でございます。

款2分担金及び負担金につきましては、兵庫県から委託を受けた介護認定に係る負担金、介護予防事業の個人負担金合わせて12万2,000円を歳入し、款3使用料及び手数料につきましては、介護保険サービス事業所指定更新手数料、ケアプラン作成手数料等合わせて369万9,170円を歳入しております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、保険給付費の国庫負担分である4億1,193万3,768円となっております。

8ページをお願いいたします。

項2国庫補助金につきましては、目1調整交付金が568万5,000円、目2地域支援事業交付金（総合事業）は1,073万1,600円、目3地域支援事業交付金（総合事業以外）が2,449万8,732円、

目4 保険者機能強化推進交付金が557万3,000円、目5 保険者努力支援交付金が564万9,000円となっております。また、目6 介護保険事業補助金につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修補助金として121万円、目7 災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症により収入減少した1号被保険者の介護保険料減免措置に対する補助金として7万5,000円を収入しております。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金につきましては、目1 介護給付費交付金が6億1,442万6,885円、目2 地域支援事業交付金が1,448万7,000円となっております。

8 ページから10ページにわたる款6 県支出金につきましては、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金が3億1,905万4,682円、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金（総合事業）が670万7,000円、目2 地域支援事業交付金（総合事業以外）が1,224万8,000円となっております。

10ページをお願いいたします。

款7 財産収入につきましては、介護給付費準備基金預金利子として23万8,189円を収入しております。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金につきましては、目1 介護給付費繰入金が2億7,994万378円、目2 地域支援事業繰入金（総合事業）は523万3,017円、目3 地域支援事業繰入金（総合事業以外）が1,141万8,499円、目4 低所得者保険料軽減繰入金が2,958万7,005円、目5 その他一般会計繰入金が5,129万4,991円となっております。

10ページから12ページにわたる款9 繰越金につきましては、繰越明許分を含む4,264万4,250円を収入しております。

12ページをお願いいたします。

款10 諸収入、項3 雑入、目2 返納金のうち介護給付費等返納金（過年度分）につきましては、過年度分の介護給付費返納金9万6,011円を収入しております。なお、本決算において収入未済額となっております2万8,592円につきましては現時点で完納しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

では続きまして、認定第4号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を申し上げます。

歳出から説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、後期高齢者医療の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。決算額は2,430万4,590円で、前年度に比べて約952万円増加しており、主な要因は給与、職員手当等の増によるものであります。

款1 総務費、項2 徴収費、目1 賦課徴収費につきましては、年度の途中にお亡くなりになられたこと等により保険料額が変更になったことによる過誤納付還付金、また後期高齢者医療保険料を徴収するための保険料決定通知書や納付書の印刷製本費や郵送料、後期高齢者医療システム改修委託料であります。決算額は167万7,436円で、前年度に比べて約153万円減額しております。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和4年3月分までの現年度分の保険料納付金として3億8,961万7,221円、過年度分の保険料納付金として939万8,387円、兵庫県後期高齢者医療広域連合の運営のための共通経費であります分賦金として815万4,199円、保険基盤安定繰入金納付金として7,184万3,972円、後期高齢者医療広域連合延滞金納付金として3,400円をそれぞれ兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付しております。決算額は4億7,901万7,179円で、前年度に比べて約880万円増加しております。

12ページをお願いいたします。

款3保健事業費、項1保健事業費、目1保健事業費のうち特定健診委託料342万4,670円につきましては、平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき健康診査を実施し、558名の方が受診されています。また、歯科検診委託料12万5,000円につきましては、平成29年度より高齢者の死因として多い肺炎を予防するため歯科検診を実施し、25名の方が受診されています。

目1保健事業費の決算額は424万9,311円で、前年度に比べて約45万8,000円増加しております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、節1現年度分につきましては、特別徴収分として2億8,531万7,573円、普通徴収分として1億1,533万1,427円、合計で4億64万9,000円を収納しております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料につきましては2万2,900円を収納しております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として2,008万360円、保険基盤安定繰入金として7,184万3,972円、合計で9,192万4,332円を一般会計より繰り入れております。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金として940万2,487円を収納しております。

8ページをお願いいたします。

款6諸収入、項3雑入、目1雑入は、兵庫県後期高齢者医療広域連合より保険料還付金として43万3,574円を受け入れております。また、死亡、転出等により保険料額が変更となられた方について、事務処理上、年度末までに還付できなかった後期高齢者医療保険料の11万4,995円につきましては、還付未済金として雑入に振り替え、翌年度の過誤納還付金に充当しております。

13ページをお願いいたします。

歳入総額5億2,089万9,738円に対し、歳出総額は5億924万8,516円で、歳入歳出差引額1,165万1,222円を翌年度に繰越しいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

それでは続きまして、認定第5号令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費、節13使用料及び賃借料の墓園管理システム使用料99万円につきましては、平成29年度から導入している墓園管理システムの使用料でございます。節22償還金、利子及び割引料の墓所返還還付金388万1,000円につきましては、墓碑設置の見込みがなくなったなどの理由により返還された墓所9基分に係る墓所使用料の還付金でございます。

目2墓園管理費、節12委託料の清掃業務委託料203万6,402円につきましては、除草、ごみ処理等の清掃業務でございます。植木維持管理委託料308万円につきましては、樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等の植木維持管理業務でございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

款 1 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 墓園使用料、節 1 墓園使用料の859万6,000円につきましては、墓園永代使用料として町内 9 基、町外 1 基分でございます、令和 3 年度末の区画使用状況は902基となっております。

項 2 手数料、目 1 墓園手数料、節 1 墓園手数料の622万7,250円につきましては、墓園年間管理手数料908基分でございます。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金につきましては、前年度繰越金54万759円でございます。

以上で令和 3 年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を終わらせていただきます。

それでは、交代させていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 認定第 6 号令和 3 年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算書の金額は、資本的収支に関するものを除いて、消費税抜きで表示をしておりますが、2 ページの決算報告書における収益的収入及び支出につきましては、予算との対比のために、税込み金額で表示をしております。

それでは、2 ページの収益的収入及び支出を御覧ください。

まず、収入の第 1 款事業収益は、予算額 5 億 5,307 万 4,000 円に対し、決算額 5 億 5,565 万 6,540 円となり、予算額を 258 万 2,540 円上回りました。

支出では、第 1 款事業費用の予算額 5 億 2,730 万 8,000 円に対し、決算額 4 億 9,121 万 6,411 円となり、不用額は 3,609 万 1,589 円でございます。

次に、4 ページの資本的収入及び支出をお願いいたします。

収入の第 1 款資本的収入ですが、予算額 2 億 5,643 万 2,000 円に対し、決算額は 6,091 万 1,000 円となりました。

支出の第 1 款資本的支出では、令和 2 年度からの繰越額 2 億 4,524 万円を含む予算額 6 億 2,754 万 1,000 円に対し、決算額 2 億 3,432 万 9,639 円となり、翌年度繰越額の 2 億 149 万 1,000 円を除いた不用額は 1 億 9,172 万 361 円でございます。

資本的収入額と資本的支出額との差額 1 億 7,341 万 8,639 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

次に、5 ページの損益計算書を御覧ください。

収益的収支を項目別に精算したものですから、下から 3 行目の当年度純利益 4,806 万 4,076 円が生じ、当年度分の未処分利益剰余金となっております。この未処分利益剰余金につきましては、議案第 40 号令和 3 年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分についてで御説明しましたとおり、全額を資本金に繰り入れる提案をさせていただいております。

次に、8 ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

これは、令和 3 年度の損益計算における純利益と貸借対照表の数値の年度間変化を基に資金の増減を表したものでございます。

第 1 項の事業活動によるキャッシュ・フローでは 1 億 7,820 万 6,655 円が増加し、第 2 項の投資活動によるキャッシュ・フローでは有形固定資産の取得に伴う支出で 1 億 6,529 万 9,975 円が減少し、第 3 項の財務活動によるキャッシュ・フローでは企業債の収入により 824 万 6,716 円が増加した結果、資金は 2,115 万 3,396 円増加して、期末残高は 8 億 7,273 万 6,423 円となりました。

次に、9ページの貸借対照表を御覧ください。

これは、年度末現在の資産・負債及び資本の各項目の状況を総括的に表したものでございます。

まず、資産の部の第1項固定資産の合計は58億9,626万5,393円となっております。

次に、第2項の流動資産ですが、第1号の現金・預金はキャッシュ・フロー計算書の期末残高8億7,273万6,423円で、このうち預金の残高は5億2,000万円でございます。流動資産の合計は9億1,764万3,136円、固定資産と合わせた資産合計は前年度比5,194万1,431円減の68億1,390万8,529円であります。

次に、10ページの負債の部、第3項の固定負債を御覧ください。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号に退職給付引当金を計上しております。合計で7億9,384万7,717円でございます。第4項の流動負債につきまして、第1号は翌年度の企業債償還額5,239万8,167円でございます。第2号の未払金8,056万5,001円の内訳は、委託料などの営業未払金2,118万8,101円と工事請負費などの営業外未払金5,937万6,900円でございます。第3号の預り金7,399万4,663円は下水道使用料でございます。第4号の引当金と合わせた流動負債の合計は2億1,191万5,831円となっております。また、第5項の繰延収益は、第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を差し引いた21億4,834万8,954円でございます。固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は31億5,411万2,502円となっております。

次に、11ページの資本の部でございます。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきましては、資本金が25億6,956万8,299円、剰余金が10億9,022万7,728円でありまして、資本合計が36億5,979万6,027円、負債と資本の合計は68億1,390万8,529円で、9ページの資産合計と同額でございます。

14ページ以降は決算に関する説明書でございます。

14ページの事業報告書を御覧ください。

第1項の概況では、第1号に総括事項として令和3年度の配水量や給水人口などの動向、営業や建設改良の取り組みと経営状況を、15ページの第2号には経営指標に関する事項、17ページ以降には工事や業務等の状況を掲げております。今後とも、吉福浄水場の廃止に伴う導水事業や老朽管更新を実施してまいりますので、所要の財源確保と計画的な事業執行に努めてまいります。

次に、22ページの収益費用明細書を御覧ください。

(款) 事業収益の主な部分では、(項) 営業収益、(目) 給水収益の(節) 水道使用料は前年度比1,856万3,034円増の2億8,583万8,857円、(目) 受託工事収益は給水管修繕工事の受託により前年度比19万2,781円の減、7万3,459円、その他の営業収益では、加入金の増により前年度比431万5,117円増の3,596万551円となっております。

(項) 営業外収益では、(目) 雑収益、(節) その他雑収益は、職員の異動による退職給付引当金戻入益の増加により、前年度比1,370万5,743円増の1,383万5,623円となっております。

23ページをお願いいたします。

(款) 事業費用の(項) 営業費用、(目) 原浄水費は前年度比449万6,577円増となっておりますが、主に昨年度は減免があり抑えられていた受水費の増によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

(目) 配水費につきましては、立岡山北配水池保守点検等に係る委託料43万3,000円の増等により、前年度比で70万3,323円の増となっております。

25ページをお願いいたします。

(目) 給水費ですが、前年度比960万6,556円の増となっておりますが、主に量水器の取替個数

の増加による委託料の増によるものでございます。

(目) 総係費につきましては、2,460万2,594円の減となりましたが、主に退職給付引当金の減によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

(目) 減価償却費は、前年度実施の管路更新に伴う変動により、前年度比207万9,080円増の2億3,438万6,641円となりました。

(項) 特別損失、(目) 過年度損益修正損13万1,587円は、過年度使用分の漏水認定による水道料金の還付、減額による費用でございます。

次に、27ページの資本的収入及び支出明細書を御覧ください。

(款) 資本的収入につきましては、(項) 工事負担金に国道179号太子バイパス配水管理設工事に係る工事負担金91万1,000円、(項) 企業債に福地地内外送水管更新工事に6,000万円を借り入れております。

(款) 資本的支出の(項) 建設改良費、(目) 水源整備費では導水機能整備工事積算業務委託等に1,150万6,115円、(目) 配水施設改良費では、国道179号太子バイパス配水管理設工事实施設計委託及び福地地内外送水管更新工事等に総額1億2,939万800円を支出しております。

28ページをお願いいたします。

(目) 固定資産購入費、(節) 機械及び装置購入費2,562万4,500円は、吉福水源地と老原浄水場の各施設のポンプ等について経年劣化や不具合等の発生のため更新したものでございます。

(節) 工具、機具及び備品購入費1,605万4,940円は、水道料金・会計システムを更新したものでございます。

以上で認定第6号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第7号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算書の金額は、資本的収支に関するものを除いて、消費税抜きで表示をしておりますが、2ページの決算報告書における収益的収入及び支出につきましては、予算との対比のために、税込み金額で表示をしております。

それでは、2ページの収益的収入及び支出を御覧ください。

まず、収入の第1款下水道事業収益は、予算額11億7,628万8,000円に対し、決算額11億9,720万1,205円となり、予算額を2,091万3,205円上回りました。

支出では、第1款下水道事業費用の予算額12億1,078万6,000円に対し、決算額11億8,813万1,559円となり、不用額は2,265万4,441円でございます。

4ページの第2項資本的収入及び支出をお願いいたします。

収入の第1款資本的収入ですが、予算額9億6,900万8,000円に対し、決算額は7億8,014万4,600円となりました。予算額との差額1億8,886万3,400円の主な要因は、事業の繰越による国庫補助金及び企業債の減額によるものです。

支出の第1款資本的支出では、予算額14億61万2,000円に対し、決算額12億1,923万1,989円となり、翌年度繰越額1億3,857万9,000円を除いた不用額は4,280万1,011円でございます。

資本的収入額と資本的支出額との差額4億3,908万7,389円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

次に、5ページの損益計算書をお願いいたします。

収益的収支を項目別に整理したのですが、下から3行目の当年度純利益として34万3,049円

が生じ、当年度の未処理欠損金は1億376万2,577円となっております。

8ページのキャッシュ・フロー計算書をお願いいたします。

令和3年度の損益計算における純利益と貸借対照表の数値の年度間変化を基に資金の増減を表したものでございます。

第1項の業務活動におけるキャッシュ・フローでは減価償却関係の費用などから4億6,026万1,747円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは公共ます設置工事、下水道管布設工事、流域下水道事業による無形固定資産の取得等に伴う支出で1億7,406万5,485円が減少し、そして第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは企業債の償還により2億4,899万1,110円が減少した結果、資金は3,720万5,152円増加して、期末残高は4億8,029万7,450円となりました。

9ページの貸借対照表をお願いいたします。

年度末現在の資産・負債及び資本の各項目の状況を総括的に表したものでございます。

まず、資産の部の第1項固定資産の合計は192億4,618万6,125円となっております。

次に、第2項の流動資産ですが、第1号の現金・預金はキャッシュ・フロー計算書の期末残高4億8,029万7,450円でございます。流動資産の合計は5億7,414万8,074円、固定資産と合わせた資産合計は198億2,033万4,199円でございます。

次に、10ページの負債の部、第3項の固定負債を御覧ください。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号に退職給付引当金を計上しており、合計で79億346万2,559円でございます。第4項の流動負債につきましては、第1号は翌年度の企業債償還額9億5,178万3,503円でございます。第2号の未払金1億4,337万3,197円の内訳は、下水道使用料徴収事務負担金及び委託料などの営業未払金と工事請負費などの資本的支出の未払金でございます。第3号の引当金と合わせた流動負債の合計は10億9,828万3,700円となっております。また、第5項の繰延収益は、第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を差し引いた69億5,850万269円でございます。固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は159億6,024万6,528円となっております。

次に、資本の部を御覧ください。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきましては、資本金が39億3,385万248円、剰余金は欠損金を差し引いたマイナス7,376万2,577円でありまして、資本合計が38億6,008万7,671円、負債と資本の合計は198億2,033万4,199円で、9ページの資産合計と一致をしております。

13ページ以降は決算に関する説明書でございます。

13ページをお願いいたします。

第1項の概況では、第1号に総括事項として当町における下水道事業の状況、令和3年度の水洗化人口などの動向、営業や建設改良の取り組みと経理状況を、14ページの第2号には経営指標に関する事項、15ページの第3号には議案の議決状況、第5号に職員の状況について記述をしており、16ページ以降には工事や業務等の状況を掲げております。今後とも、人口減少に伴う下水道使用料の減少が見込まれる反面、施設や設備の老朽化に伴う更新投資が増大となる厳しい状況が続きますが、「下水道事業経営戦略」や「ストックマネジメント計画」に沿い、財源の確保と計画的な事業執行に努めてまいります。

次に、20ページの収益費用明細書を御覧ください。

(款) 下水道事業収益の主な部分では、(項) 営業収益、(目) 下水道使用料の(節) 下水道使用料は前年度比604万5,702円減の4億6,480万8,535円、(節) 前処理場使用料は前年度比19万2,250円減の563万4,500円となっております。

(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金は、雨水処理に係る経費への一般会計からの繰入金であり、261万4,000円となっております。

(項) 営業外収益では、(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金は、分流式・不明水の処理に係る経費の一般会計からの繰入金であり、1億5,972万4,120円となっております。

(目) 他会計補助金、(節) 一般会計補助金は、減価償却に係る経費への一般会計からの繰入金であり、2億9,404万6,000円となっております。

22ページをお願いいたします。

(款) 事業費用の(項) 営業費用では、(目) 処理場費の(節) 委託料のうち、汚泥搬入施設維持管理業務として381万5,611円を支出しております。これは、流域下水道終末処理場への生汚泥搬送時における立会、記録、報告、汚泥濃度の計測、分析、機器点検に係る人件費等を兵庫県に支払ったものでございます。

次に、(目) 流域維持管理経費の(節) 揖保川流域維持管理負担金2億4,454万7,276円は、一般下水道分として令和3年度分は処理水量449万9,031立方メートルに対する処理負担金を2億4,093万2,731円支出し、前処理場分として処理水量2万3,485立方メートルに対する処理負担金を361万4,545円支出をしております。(節) 兵庫西流域汚泥処理負担金では、し渣と生汚泥に対する焼却負担金として407万7,273円を支出しております。

23ページをお願いいたします。

(項) 営業外費用、(目) 支払利息及び企業債取扱諸費、(節) 企業債利息では、下水道事業分と前処理場事業分を合わせて1億5,075万9,999円を支出しており、前年度比2,164万8,187円の減となっております。

(項) 特別損失、(目) 過年度損益修正損69万4,349円は、漏水認定による下水道使用料に係る還付金を支出しております。

次に、24ページをお願いいたします。

(款) 資本的収入の(項) 受益者負担金につきましては、880万8,100円を収入しており、前年度比700円の減となっております。

(項) 他会計出資金、(目) 他会計出資金は、企業債償還元金への一般会計からの繰入金であり、4億6,180万7,000円となっております。

(項) 国庫補助金、(目) 国庫補助金は、雨水1.4号幹線整備事業、マンホールポンプ通報装置更新工事、マンホール蓋更新工事及び前処理場耐水化事業計画策定業務に対する補助金でありまして、4,612万9,500円となっております。

(項) 企業債、(目) 企業債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債を合わせまして2億6,340万円を借り入れており、前年度比5,470万円の増となっております。

25ページをお願いいたします。

(款) 資本的支出の(項) 建設改良費、(目) 施設整備費、(節) 委託料につきましては、雨水1.4号幹線工損調査業務委託として1,081万7,400円、前処理場耐水化事業計画策定業務委託として770万円、前処理場除塵機等更新設計業務委託として539万円、国道179号太子バイパス下水道管路実施設計業務委託として424万9,300円、(節) 工事請負費につきましては、公共ます設置工事、下水道管布設工事のほか、沖代線舗装復旧工事として905万1,000円、マンホールポンプ通報装置更新工事として595万1,000円、マンホール蓋更新工事として1,460万3,600円を支出しております。

(目) 流域下水道事業建設負担金につきましては、一般下水道事業分として5,073万6,172円

を、前処理場分として517万1,356円を支出しております。これは、揖保川流域下水道の処理場等の建設事業費から国庫補助分及び県負担分を除いた事業費を関係3市1町が負担するものでございます。太子町における負担割合は、管渠については12.25%、処理場については15.78%となっております。

(項) 企業債償還金、(目) 企業債償還金につきましては、下水道事業分、前処理場事業分に係る元金として合わせて9億7,419万8,110円を支出しており、前年度比405万6,156円の増となっております。

以上で認定第7号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長(中島貞次)** これで日程第22、認定第1号から日程第28、認定第7号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで令和3年度一般会計、特別会計及び企業会計の7会計決算については法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

村瀬敏紀代表監査委員。

**○監査委員(村瀬敏紀)** 令和3年度兵庫県太子町の決算審査を堀監査委員とともに実施しましたので御報告申し上げます。

まず、令和3年度兵庫県太子町一般会計・特別会計決算審査意見でございます。

1. 審査対象は兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算、兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算、特別会計には国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園事業の4特別会計がございます。附属書類ですが、兵庫県太子町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類でございます。

2. 審査期間ですが、令和4年7月14日から令和4年8月18日まで。

3. 審査方法ですが、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に対する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査しました。また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にして実施しております。

4. 審査の結果ですが、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類の計数は正確であることを確認しました。また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めました。

決算の個別意見については次のとおりでありますので、御確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、令和3年度太子町水道事業会計決算審査意見について御報告いたします。

1. 審査対象、令和3年度兵庫県太子町水道事業会計決算。

2. 審査期間は、令和4年7月14日から令和4年8月18日まで。

3. 審査の方法ですが、審査に当たっては、決算報告書及びその他附属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

4. 審査の結果、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法

令に準拠して作成され、また財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。

個別意見については以下を御覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算審査意見について御報告いたします。

1. 審査対象、令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計決算。

2. 審査期間は、令和4年7月14日から令和4年8月18日まで。

3. 審査の方法、審査に当たっては、決算報告書及びその他附属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

4. 審査の結果、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。

個別意見については以下を確認いただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（中島貞次） 決算審査の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は8月30日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午後4時35分）